

第5章 荒川区子ども・若者総合計画の展開

第1節 基本理念

次世代を担うすべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、将来が夢や希望にあふれ、自分らしく生活していくことは、大人たちの願いであり、区民の願いでもあります。

これまで、第1期・第2期荒川区子ども・子育て支援計画では、基本理念を「みんなで支え合い未来への夢と希望に満ちあふれた子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ」と定めて、子育て家庭が安心して子育てすることができるとともに、子ども・若者が心豊かに学び育つことができるよう、子ども・子育て家庭、若者支援の充実に取り組んできました。

しかしながら、共働き世帯の増加や核家族化、社会環境の変化やライフスタイルの多様化といった子育てを取り巻く環境だけでなく、情報化、子ども・子育て家庭や若者の孤独・孤立の顕在化、国際化といった子どもや若者を取り巻く環境も時代とともに大きく変化しており、複雑化する新たな課題への対応が求められています。

すべての子ども・若者の最善の利益の実現を目指し、地域社会全体で子ども・子育て家庭・若者に寄り添い、見守り、子ども・若者が自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを推進していくために、基本理念を次のように定めます。

基本理念

**すべての子ども・若者が将来にわたって夢や希望にあふれる社会を目指し、
自分らしくいきいきと暮らせるまち あらかわ**

第2節 計画における基本目標

本計画では、すべての子ども・若者が夢や希望を持って、自分らしくいきいきと暮らせる荒川区をつくるために、4つの基本目標を掲げ、総合的に子ども・若者政策を推進していきます。

基本目標1 子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支援します

子どもが一人の人間としての尊厳と権利を守られながら、心身ともに健やかに育つ環境整備を図ります。また、さまざまな事業や体験学習等を通じて、多様な考え方や自然、文化、芸術に触れる機会を創出し、子どもの豊かな心や生きる力を育みます。

基本目標2 切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します

妊娠期から子育て期における不安や悩み等を解消し、安心して出産・子育てができるよう、切れ目ない一体的な支援のさらなる充実を図ります。また、子育て世代が地域で安心して子育てができるよう、親子が共に学び育つための機会や場所の充実を図ります。

基本目標3 支援が必要な子どもと家庭を支援します

子どものライフステージに合わせて関係機関同士が連携するとともに、地域の皆さんと協働しながら、支援を必要とする子どもや家庭の早期発見・早期支援につなげます。また、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、地域社会で健やかに成長できるよう、自立から自立後までの継続的な支援を行います。

基本目標4 若者の社会参画・復帰を支援します

若者が地域社会とつながり、交流や活動ができる機会の充実や安心して過ごすことができる居場所づくり等の環境整備を図ります。また、課題を抱える若者に対して、関係機関同士の連携を強化するとともに、地域の皆さんと協働しながら、福祉、教育、就労等の包括的な支援体制のさらなる充実を図ります。

計画の体系

本計画は、以下の体系図に基づき、事業を展開していきます。

目標１ 子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支援します	
	政策１ 子どもの生きる力と活動の支援
	施策１ 成長できる場所や機会の充実
	施策２ 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成
	政策２ 子どもの権利擁護と意見の尊重
	施策１ 子どもの権利擁護・意識の醸成
	施策２ 子どもの社会への参加・参画の機会の充実
	施策３ 子どもや若者の意見反映
	政策３ 子どもの権利侵害の相談、支援
	施策１ 子どもの権利侵害の相談、支援
目標２ 切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します	
	政策１ 妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援
	施策１ 妊娠期から子育て期の支援の充実
	施策２ 子育て力を養うための支援
	政策２ 子育て家庭を支える環境の整備と質の向上
	施策１ 幼児教育・保育の充実と質の向上
	施策２ 子育て家庭に対する支援の充実
	施策３ 子育てしやすい街づくりの推進
目標３ 支援が必要な子どもと家庭を支援します	
	政策１ 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援
	施策１ 課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援
	施策２ 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
	施策３ ひとり親家庭の自立支援の推進
	政策２ 社会的養護体制の充実
	施策１ 社会的養護体制の充実
目標４ 若者の社会参画・復帰を支援します	
	政策１ すべての若者が地域社会で活躍できる支援
	施策１ 若者の社会への参加・参画の機会の充実
	施策２ 若者の居場所の充実
	政策２ 若者の課題解決に向けた支援
	施策１ 課題や困難を抱える若者への支援
	施策２ 特別な配慮を必要とする若者への支援

展開する事業の見方（P.122～）

重点事業

各施策を推進していくため、令和7年度からの5年間に、特に注力する事業を掲載しています。

事業名										
内 容										
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当		

主な事業

各施策を推進していくために展開する主な事業を掲載しています。

事業名										
内 容										
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当		

【説明】

事業の名称を記載しています。

事業内容を記載しています。

事業における各年度の成果指標を記載しています。

本計画で包含している計画のうち、対応する計画欄に「●」を付けています。

計画名	略 称
子ども・子育て支援事業計画	子・子
次世代育成支援行動計画	次世代
母子保健計画	母 子
子どもの貧困対策計画	貧 困
子ども・若者育成支援計画	子・若
社会的養育推進計画	社・養
ひとり親家庭等自立促進計画	自 立

第3節 荒川区子ども・若者総合計画における政策・施策

基本目標1 子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支援します

現状と課題

区では、これまで、子ども家庭総合センターの開設に合わせて被措置児童に対する子どもの権利擁護事業を開始するとともに、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とした「荒川区子どもの権利条例」を制定し、子どもが一人の人間としての尊厳と権利を守られながら、心身ともに健やかに育つ環境整備を図ってきました。

一方、子ども家庭総合センターに寄せられる児童虐待に関する相談・通告件数は増加傾向にあり、子どもの心身に大変な影響を及ぼしている状況も見受けられ、子どもの健やかな発育・発達を支えるためにも、区民が子どもの権利についての理解をより一層深め、区全体で子どもを守り、育んでいく機運の醸成を図る必要があります。

「こども大綱」では、こども施策を推進するために必要な事項の一つに「こども・若者の社会参画・意見反映」が盛り込まれています。区においても、当事者である子どもや若者の意見表明の機会を創出し、子どもや若者が自ら意見を発し、その意見が施策に反映されるよう、さまざまな手法、仕組みを構築する必要があります。

また、ニーズ調査結果での子ども本人の相談できる場所の認知度や相談場所の利用の意向が低いことを踏まえ、子どもが抱える悩みや困りごと等に対し、気軽に相談できる体制のさらなる充実や、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりの推進が求められています。

同時に、子どもたちが生涯にわたってヘルスリテラシーを高め、自分自身の心と体を大切にできるよう学童期・思春期に学びの機会を提供していくとともに、異学年や家族以外の大人との交流、自然体験や荒川区の財産である芸術・文化への親しむ機会等を創出し、感受性、創造性、社会性などの子どもの情操を養うなど、多岐にわたって子どもの健やかな成長を支援していく必要があります。

事業の展開

基本目標 1 では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0 ～ 2 歳)	(3 ～ 5 歳)
子どもの生きる力と活動の支援	成長できる場所や機会の充実			自然体験、伝統文化、芸術事業	
				東京藝術大学等との連携事業	
				シダレザクラ祭り(みどりの条例関係事業)	
				あらかわバラの市	
				地域資源を活用したスポーツ事業	
	多様性を認め合う社会で 生きる力を醸成			障がい者向け事業(アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)	
				人権擁護に向けた普及啓発事業	
				国際交流事業	
				ハートフル日本語適応指導事業	

学童期・思春期		青年期
(6 ～ 12 歳)	(13 ～ 17 歳)	(18 歳以上)
放課後等の児童への支援事業		
自然体験、伝統文化、芸術事業		
東京藝術大学等との連携事業		
シダレザクラ祭り(みどりの条例関係事業)		
あらかわバラの市		
生涯学習講座		
ひろば館・ふれあい館事業(児童・中高生対象)		
地域資源を活用したスポーツ事業		
学びラウンジ事業		
読書活動の推進		
障がい者向け事業(アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)		
パラスポーツフェスティバル		
人権教室		
人権擁護に向けた普及啓発事業		
国際交流事業		
ハートフル日本語適応指導事業		
LGBTQ 理解促進・相談事業		

事業の展開

基本目標 1 では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0 ～ 2 歳)	(3 ～ 5 歳)
子どもの権利擁護と意見の尊重	子どもの権利擁護・意識の醸成			子どもの権利普及啓発事業	
		人権擁護に向けた普及啓発事業〔再〕			
	子どもの社会への参加・参画の機会の充実				
	子どもや若者の意見反映				
子どもの権利侵害の相談・支援	子どもの権利侵害の相談・支援				
		こども家庭センター機能の充実			
		あらかわキッズ・マザーズコール24			
		子育て世帯訪問支援事業			
		養育支援訪問事業			
				意見表明等支援事業	
			児童相談所における子どもの意見等聴取等の取組		

学童期・思春期		青年期
(6 ～ 12 歳)	(13 ～ 17 歳)	(18 歳以上)
子どもの権利普及啓発事業		
人権教室〔再〕		
情報モラルの育成		
人権擁護に向けた普及啓発事業〔再〕		
		みんなで人権を考える講座
	荒川区子ども議会	
ひろば館・ふれあい館事業(児童・中高生対象)〔再〕		
	中高生リーダー養成講座	
	起業家支援育成事業	
図書館におけるティーンズスタッフ活動		
図書館における子ども司書活動		
荒川区社会福祉協議会によるボランティア事業への支援		
	荒川区子ども議会〔再〕	
子どもの意見聴取の推進		
		二十歳のつどい
スクールソーシャルワーカーの配置		
あらかわ子どもほっとらいん		
荒川区子どもの悩み110番		
こども家庭センター機能の充実		
あらかわキッズ・マザーズコール24		
子育て世帯訪問支援事業		
養育支援訪問事業		
意見表明等支援事業		
児童相談所における子どもの意見等聴取等の取組		

政策・施策の方向性

政策 1 子どもの生きる力と活動の支援

【体系】

政策 1 子どもの生きる力と活動の支援

施策 1 成長できる場所や機会の充実

施策 2 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成

- 子どもが安心して健やかに成長するために、放課後や土日などに安心して過ごせる場所の充実だけでなく、自分の希望によって活動できる場や活動の機会の充実を図ります。
- さまざまな事業や体験学習等を通じて、子どもの貧困を要因とするような体験格差をなくし、自然・文化・芸術に触れる機会をつくり、子どもの豊かな心や生きる力を育みます。
- 国籍や性別、年齢や障がいの有無、価値観など、さまざまな特徴や特性が存在することを認め合える社会となるよう、多様性への理解を深めます。

施策 1 成長できる場所や機会の充実

- 放課後などに安心して安全に利用できる子どもの居場所を提供し、子どもの健やかな成長を支援します。
- 自然との触れ合いや伝統文化・芸術に親しむ機会の充実を通じて、子どもの健全育成を図ります。
- ゆいの森あらかわや荒川総合スポーツセンター等のスポーツ施設、ひろば館・ふれあい館等のコミュニティ施設を活用した子どもの居場所づくりや事業の充実を推進します。

重点事業

事業名	放課後等の児童への支援事業					
内容	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこすくーる、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等の子どもの居場所を提供するとともに、安心して健やかに過ごせるよう、サービスの質や利便性の向上を図ります。					
成果指標	令和 6 年度 現状値	令和 7 年度 目標値	令和 8 年度 目標値	令和 9 年度 目標値	令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
生活・遊びの 満足度 (学童クラブ) (%)	91	91	91	91	92	92

成果指標	令和 6 年度 現状値		令和 7 年度 目標値		令和 8 年度 目標値		令和 9 年度 目標値		令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
プログラムの 満足度 (にこにこす くーる)(%)	93		93		93		93		94	94
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課	
	●	●			●					

事業名	自然体験、伝統文化・芸術事業									
内 容	鴨川市等の交流都市との交流による自然体験事業、各施設指定管理者による自主事業、あらかわ子ども文化体験フェスタやあらかわの伝統技術展、子ども俳句相撲大会等による伝統文化・芸術事業を通じて、自然や伝統文化・芸術に触れ合える機会の充実を図ります。									
成果指標	令和 6 年度 現状値		令和 7 年度 目標値		令和 8 年度 目標値		令和 9 年度 目標値		令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
自然体験事業 実施件数	3		4		4		4		4	4
伝統文化 ・芸術事業 実施件数	12		12		10		10		12	12
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 文化交流推進課 生涯学習課	
		●		●	●					

主な事業

事業名	東京藝術大学等との連携事業								
内 容	東京藝術大学音楽学部や区内に活動拠点を置く活動団体等との連携・協力による親子向けコンサートや子ども向けワークショップを展開し、子どもが芸術文化に触れる機会や想像力を養う機会の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課
		●		●	●				

事業名	シダレザクラ祭り（みどりの条例関係事業）								
内 容	尾久の原公園においてシダレザクラ祭りを開催することで、同所を花の名所として広くPRし、新たな観光資源とするとともに、桜の観賞やステージショーへの出演機会を通じて、子どもの郷土愛を育みます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	土木管理課
		●							

事業名	あらかわバラの市								
内 容	花と緑によるまちづくりの一環として開催している「あらかわバラの市」を通じて、子どもたちの花や緑に対する興味や関心を引き出し、豊かな心を育むとともに、区内の緑化推進に向けた機運の醸成につなげます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	土木管理課
		●							

事業名	生涯学習講座								
内 容	区民の生涯学習のきっかけづくりを目的とし、地域を知る、地域活動が始めるきっかけとなる入門講座や、活動が始めるにあたって多様な分野の知識を得るためのステップアップ講座等を実施します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
		●			●				

事業名	ひろば館・ふれあい館事業（児童・中高生対象）								
内 容	児童の発達に応じた遊びの場を提供し、健康増進や知的・社会適応力を高めて情操を豊かにするとともに、中高生の居場所づくりや自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開していきます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 区民施設課
		●	●		●				

事業名	地域資源を活用したスポーツ事業								
内 容	荒川総合スポーツセンター等のスポーツ施設や小・中学校の体育館を活用してスポーツおよびレクリエーションの普及・振興を図るとともに、荒川リバーサイドマラソンやスポーツひろば等を通じて、子どもの健全育成を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●	●		●				

事業名	学びラウンジ事業								
内 容	小・中学生を対象に、遊びながら学べる体験キットや科学実験、ワークショップ等により、子どもたちが学び、夢や生きる力を育む多様な発見・体験の場を提供しています。体験キットやワークショップの充実、デジタル創作体験等、子どもたちに提供する体験の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課
		●			●				

事業名	読書活動の推進								
内 容	館ごとに地域の特色を踏まえ、特集コーナー等の設置やイベント等による読書を楽しむ機会の創出や読書環境の整備による交流の場を提供し、読書活動を推進していきます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課
		●			●				

施策2 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成

- 誰もが参加できる交流事業等を通じて、相互理解や思いやりの心を育みます。
- さまざまな事業等による多様性についての啓発活動や異文化・国際交流事業等を通じて、国籍、性別、年齢、価値観など、多様性への理解を深めます。

重点事業

事業名	障がい者向け事業 (アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)						
内容	知的・発達障がいのある子どものためのワークショップの実施や区内在住のアーティスト等による芸術文化に関する講座を開催し、障がい者が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。また、ワークショップや障がい者施設で利用者が制作した作品を区施設等で展示し、障がい者に対する区民の理解促進を図ります。						
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
ワークショップ等への参加人数	14	15	15	15	15	15	
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
					●		
							担当
							文化交流推進課 障害者福祉課

主な事業

事業名	パラスポーツフェスティバル						
内容	パラスポーツ体験会や義足歩行体験、義足・義手の展示等を行い、障がいの有無に関わらず一緒に参加することで、パラスポーツの奥深さやその魅力に触れるとともに、障がい者への理解を深めます。						
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
		●			●		
							担当
							スポーツ振興課

事業名	人権教室									
内 容	人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権尊重や多様性、いじめについての授業を行い、相手を思いやることや互いの個性を認め合うことの大切さについて一緒に考えます。毎回授業内容を工夫する等、一人ひとりが人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらえるよう、取り組んでいきます。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課	
	●	●			●					

事業名	人権擁護に向けた普及啓発事業								
内 容	人権週間を中心に、区報特集号の発行や、荒川さつき会館でのパネル展を実施し、子どもの人権をはじめとする社会におけるさまざまな人権課題や相談窓口等について周知啓発を行います。折に触れて、子どもの権利条例の解説パネルの展示や子ども人権クイズ等を実施するほか、会期外も人権に関する子ども向けの絵本や図書等の展示コーナーを設置することにより、意識の醸成を図ります。また、職員向けに人権に関する研修を行い、子どもの人権をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重や多様性の推進のために必要な人権感覚の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
	●	●			●				

事業名	国際交流事業								
内 容	交流都市であるウィーン市ドナウシュタット区と連携した高校生の相互派遣事業や荒川区の国内交流都市を外国人の方とともに巡る国際交流バスハイク等を通じて、国際交流を深めます。また、プログラム内容の充実や事業のPRを積極的に行い、異文化交流の促進を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課
					●				

事業名	ハートフル日本語適応指導事業								
内 容	区立小学校・中学校・幼稚園・こども園に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒・園児に対して、日本語初期指導を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援しています。また、特に継続指導が必要な小学校５・６年児童および中学校生徒を対象に、補充学習教室を実施しています。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	学務課
				●	●				

事業名	L G B T Q理解促進・相談事業									
内 容	L G B T Qへの理解促進講座等の実施や専門相談、L G B T Qレインボーサロンの実施により、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動や支援等に取り組んでいきます。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課	
					●					

政策２ 子どもの権利擁護と意見の尊重

【体系】

政策２ 子どもの権利擁護と意見の尊重

施策１ 子どもの権利擁護・意識の醸成

施策２ 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

施策３ 子どもや若者の意見反映

- 荒川区子どもの権利条例をもとに、子ども自身が子どもの権利について理解を深められる取組を進めるとともに、子どもが自分や他者を大切にする意識を高めます。
- 大人が社会の一員としての子どもの思いを尊重し、子どもが主体的に社会へ参加・参画する機会の充実を図ります。
- 子どもの最善の利益を追求しながら、子ども・若者の意見を区の施策等に反映させる仕組みづくりを進めます。

施策１ 子どもの権利擁護・意識の醸成

- さまざまな事業や学校での取組等を機会と捉え、子どもの権利について、子ども自身が理解し、自分や他者を大切にする意識を高めます。
- 地域全体で子どもを育むために、子どもの権利に関する研修・講座等により、子どもの人権を考える機運の醸成を図ります。

重点事業

事業名	子どもの権利普及啓発事業					
内容	区報、ホームページ、SNS等での情報発信やリーフレット配布、講演会等の開催、児童虐待防止推進月間（１１月）に合わせた区内施設等における子どもの権利に関するパネル展による普及啓発を行うほか、新たに区施設等へのポスター掲示を行うなど、子どもだけでなく、大人も子どもの権利について考える機運の醸成を図ります。 また、子どもの権利擁護委員による「あらかわ子どもほっとらいん」の周知を工夫し、子どもが相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。					
成果指標	令和６年度 現状値	令和７年度 目標値	令和８年度 目標値	令和９年度 目標値	令和１０年度 目標値	令和１１年度 目標値
子どもの権利の普及啓発	実施	実施	実施	実施	実施	実施

成果指標	令和 6 年度 現状値		令和 7 年度 目標値		令和 8 年度 目標値		令和 9 年度 目標値		令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
あらかわ子ども ほっとらいん 相談件数	20		30		30		30		30	30
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
	●	●			●	●				

主な事業

事業名	人権教室【再掲】									
内 容	人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権尊重や多様性、いじめについての授業を行い、相手を思いやることや互いの個性を認め合うことの大切さについて一緒に考えます。毎回授業内容を工夫する等、一人ひとりが人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらえるよう、取り組んでいきます。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課	
	●	●			●					

事業名	情報モラルの育成									
内 容	子どもたちがいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、SNSやインターネット等を活用する際の子どもの情報モラルの育成に取り組んでいきます。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 指導室 教育センター	
	●	●		●	●					

事業名	人権擁護に向けた普及啓発事業【再掲】								
内 容	人権週間を中心に、区報特集号の発行や、荒川さつき会館でのパネル展を実施し、子どもの人権をはじめとする社会におけるさまざまな人権課題や相談窓口等について周知啓発を行います。折に触れて、子どもの権利条例の解説パネルの展示や子ども人権クイズ等を実施するほか、会期外も人権に関する子ども向けの絵本や図書等の展示コーナーを設置することにより、意識の醸成を図ります。また、職員向けに人権に関する研修を行い、子どもの人権をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重や多様性の推進のために必要な人権感覚の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
	●	●			●				

事業名	みんなで人権を考える講座								
内 容	基本的人権を尊重することの大切さについて理解を深め、子どもの主張や意見を聴くための関わり方や対話の手法について実践的に学び、子どもの人権を考える機運の醸成を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
	●	●			●				

施策2 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

- 子ども議会等への参加を通じて、子どもが社会の一員として地域への興味や関心を高め、主体的に地域活動等に参加する機会の充実を図ります。
- 町会活動や地域イベントの周知強化等を通じて、子どもの社会への参加・参画の機会の充実を図ります。

重点事業

事業名	荒川区子ども議会									
内容	区内の子どもたちに子どもの権利条例の周知を図るとともに、子どもの意見を聴く機会を創出することで、今後の区の施策へ反映させ、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	
参加後の 区政への 興味・関心度 (%)	85		85		90		90		95	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 指導室	
					●					

主な事業

事業名	ひろば館・ふれあい館事業（児童・中高生対象）【再掲】									
内容	児童の発達に応じた遊びの場を提供し、健康増進や知的・社会適応力を高めて情操を豊かにするとともに、中高生の居場所づくりや自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開していきます。									
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 区民施設課	
		●	●		●					

事業名	中高生リーダー養成講座								
内 容	中高生が地域で主体的に活動できる力をつけるため、レクリエーションの実践方法やプログラムを企画する手法等を学習します。また、地域で青少年のために活動している関係団体との交流を通じて、地域で自発的に活動するきっかけとなるよう、プログラムを工夫する等、定期的な活動を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
		●			●				

事業名	起業家支援育成事業									
内 容	中高生を対象とした起業家教育プログラムの実施を通じて起業機運を高めるとともに、地域への興味や関心を高め、新しいことに挑戦する起業家精神を養います。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	経営支援課	
					●					

事業名	図書館におけるティーンズスタッフ活動								
内 容	中学生から１９歳までを対象に、月１回のミーティングを実施し、スタッフ自らが主体的に活動内容を考えるほか、イベントの企画や運営を行うことで、図書館を中心に地域と関わる機会を提供します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課
					●				

事業名	図書館における子ども司書活動									
内 容	区内在住の小学４年生から６年生を対象に、図書館の職場体験による子ども司書養成講座を通じて、図書館利用を促進し、子どもの読書への興味、関心を高めるとともに、養成講座を修了した子どもに、子ども同士の読書のリーダー役として活躍する場を設けます。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課	
		●			●					

事業名	荒川区社会福祉協議会によるボランティア事業への支援								
内 容	小学生から社会人を対象に、夏休みの期間を利用してボランティア活動を体験する機会を提供する「サマーボランティアスクール」の実施に係る経費を補助することで、ボランティア人材の育成とともに、地域社会への関心を深め、多様な人と共に生きることの大切さを学ぶ機会の創出を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	福祉推進課
		●			●				

施策3 子どもや若者の意見反映

- 子どもや若者が意見表明しやすい環境を整え、その意見を子どもや若者への支援や施策の推進、施設の運営等に反映させる仕組みづくりを推進します。

重点事業

事業名	荒川区子ども議会【再掲】									
内 容	区内の子どもたちに子どもの権利条例の周知を図るとともに、子どもの意見を聴く機会を創出することで、今後の区の施策へ反映させ、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
参加後の 区政への 興味・関心度 (%)	85		85		90		90		95	95
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 指導室	
					・					

主な事業

事業名	子どもの意見聴取の推進									
内 容	区政運営において、子どもの意見を聴取・反映するために効果的な方法を検討し、子どもの意見聴取の機会を創出します。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 指導室	
	●	●			●					

事業名	二十歳のつどい									
内 容	対象者自らが「二十歳のつどい」の企画・運営の一部を担うことで、当事者のニーズに合った事業を展開し、地域への愛着や関心を高める機会を創出します。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課	
					●					

政策3 子どもの権利侵害の相談、支援

【体系】

政策3 子どもの権利侵害の相談、支援

施策1 子どもの権利侵害の相談、支援

- 子どもやその保護者、子どもに関わる大人に寄り添い、安心して相談や支援を求めることができる体制や環境づくりを行います。
- こども家庭センター機能の充実等により、児童虐待等の未然防止や支援体制の強化を図ります。
- 子どもが権利を侵害されそうな時や権利侵害が起きた場合には、適切に大人や周囲が対応できる環境を整備します。

施策1 子どもの権利侵害の相談、支援

- 妊婦や子どもの保護者からの悩みや不安等の相談について、継続して安定した支援が行える体制づくりや環境整備を進めます。
- 子どもや妊産婦への適切な支援を包括的に行うため、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関が連携して支援していく体制を作っていくなど、こども家庭センター機能の充実等により、児童虐待等に関する相談や支援体制の強化を図ります。
- 子どもの権利が守られていない時に、子どもが自分の意思を周囲に伝えられるよう、意見表明を支援する体制づくりを行います。

重点事業

事業名	スクールソーシャルワーカーの配置					
内容	学校だけでは解決困難なケースについて、より効果的な取組を進めるため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーによる課題解決に向けた支援を行います。					
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
相談件数	2,500	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000
対応する計画	子・子 ●	次世代 ●	母子 ●	貧困 ●	子・若 ●	社・養 ●
				自立 ●	担当	教育センター

主な事業

事業名	あらかわ子どもほっとらいん								
内 容	学校や家庭での困りごと等、子どもの権利侵害に関する相談について、弁護士や臨床心理士の資格を持つ「子どもの権利擁護委員」が対応し、解決の手助けを行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●	●		●				

事業名	荒川区子どもの悩み１１０番								
内 容	学校生活、勉強や進路、友人関係や家庭事情等、さまざまな悩みを抱える小・中学生からの相談について、相談者に寄り添った助言や必要に応じて関係機関と連携する等、課題解決に向けた手助けを行います。また、事業の周知を強化し、子どもの権利を擁護する環境整備を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
	●	●	●	●	●				

事業名	こども家庭センター機能の充実								
内 容	母子保健と児童福祉の両機能の一層の連携・協働の強化および多様な家庭環境等への支援体制の充実を図るとともに、こども家庭センター連絡会を活用し、支援が必要な家庭に対して、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行うなど、こども家庭センター機能のさらなる充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 健康推進課
	●	●	●	●	●	●			

事業名	あらかわキッズ・マザーズコール２４（名称変更予定）								
内 容	妊娠中から１８歳未満の子どもを持つ保護者からの電話相談を、社会福祉士や保健師等の専門スタッフが２４時間いつでも受け付け、妊娠や育児等に関する不安解消を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●	●	●			

事業名	子育て世帯訪問支援事業								
内 容	訪問支援員が、子育て等に対して不安・負担を抱える妊産婦や子育て家庭を訪問し、子育てに関する相談や家事・育児等の支援を行い、家庭や養育環境を整えます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●	●	●			

事業名	養育支援訪問事業								
内 容	育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を訪問し、育児相談や心身の健康ケア、必要な支援調整等を行い、育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター 健康推進課
	●	●	●	●	●	●			

事業名	意見表明等支援事業								
内 容	社会福祉士等の資格を持った意見表明支援員が、里親家庭や施設、一時保護所等における日常生活の場面等において、子どもに寄り添い、施設等での児童の悩みや不安等の意見を聴き取り、表明する支援体制の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●			●	●			

事業名	児童相談所における子どもの意見等聴取等の取組								
内 容	児童相談所における一時保護等の措置の決定場面において、子どもの権利ノート等のツールを活用して子どもへ丁寧な説明をするとともに、子どもの意見や意向を尊重した支援の内容や方法を検討します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●			●	●			

基本目標 2 切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します

現状と課題

共働き世帯の増加や核家族化、社会環境の変化やライフスタイルの多様化など、時代とともに子育てを取り巻く環境は変化しており、妊娠期から子育て期におけるさまざまな悩みや不安を解消し、安心して出産・子育てができるよう、切れ目のない一体的な支援体制のさらなる充実が求められています。

区では平成31年から子育て世代包括支援センター機能の整備を行い、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援体制を構築し、令和6年4月施行の改正児童福祉法により、母子保健分野と児童福祉分野が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」へ移行しました。今後、妊産婦から子どもとその家族の支援をさらに包括的に実施するため、こども家庭センター機能の充実を図っていく必要があります。

また、仕事と子育てを両立する家庭をはじめ、多様なライフスタイルによる保育ニーズの変化に、柔軟かつ円滑に対応していく必要があり、全国的にも待機児童が解消されていく中で、今後さらに「量」より「質」が重視される時代に移行していきます。

具体的には、不適切な保育がないよう、区による保育園へのきめ細やかな巡回相談等を実施し、現場の保育士にも寄り添った対応を行うなど、子育て支援に関わる人材の育成や確保を図っていく必要があります。

併せて、緊急事態宣言や行動制限等があったコロナ禍を経て、元の生活に戻りつつある中で、イベント等による親子が触れ合う機会や子育て世代同士の交流の機会等、子育てを楽しめる環境づくりが求められています。

子育て世代が地域で安心して子育てができるよう、子育てに関する地域資源を活用し、親子が共に学び育つための機会や場所の充実を図る必要もあります。

事業の展開

基本目標2では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0 ～ 2 歳)	(3 ～ 5 歳)
妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援	妊娠期から子育て期の支援の充実	妊産婦・新生児訪問事業			
		妊産婦健康診査	産後ケア事業		
		母親学級・両親学級 (ハローベビー学級・新米パパ講座)			
		出産・子育て応援事業			
				乳幼児健診	
		保健師地区活動			
		すくすくサポート事業			
		あらかわキッズ・マザーズコール24【再】			
		こども家庭センター機能の充実【再】			
	子育て力を養うための支援				
		子育て支援情報の提供			
		健康づくり普及啓発・環境整備事業			
		母親学級・両親学級【再】 (ハローベビー学級・新米パパ講座)	子育てファミリー事業		
		子育て世帯訪問支援事業【再】			
		養育支援訪問事業【再】			
		すくすくサポート事業【再】			
		双子・三つ子の集い			
		あらかわ「親育ち」支援事業			
		安心子育て訪問事業			
				地域子育て教室	
				地域の教育力向上支援事業	

学童期・思春期		青年期
(6 ～12 歳)	(13 ～17 歳)	(18 歳以上)
保健師地区活動		
あらかわキッズ・マザーズコール24【再】		
こども家庭センター機能の充実【再】		
親子関係形成支援事業		
子育て支援情報の提供		
健康づくり普及啓発・環境整備事業		
子育て世帯訪問支援事業【再】		
養育支援訪問事業【再】		
あらかわ「親育ち」支援事業		
地域子育て教室		
地域の教育力向上支援事業		

事業の展開

基本目標2では、以下の事業を展開します。

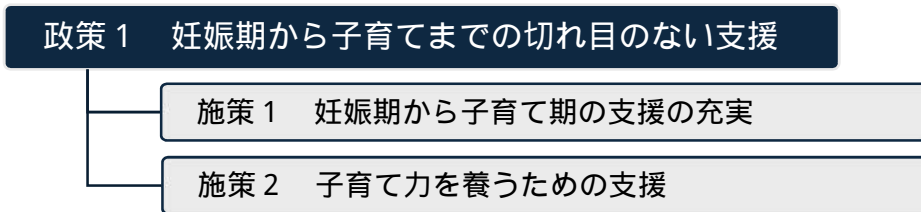
政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0 ～ 2 歳)	(3 ～ 5 歳)
子育て家庭を支える環境の整備と質の向上	幼児教育・保育の充実と質の向上			保育施設の運営	
					区立幼稚園管理運営
					私立幼稚園等・保護者への支援の充実
				認可外保育施設に対する運営支援の取組の拡充	
				延長保育事業	
				病児・病後児保育事業	
				こども誰でも通園制度(仮称)	
	子育て家庭に対する支援の充実			地域子育て支援拠点事業	
				ショートステイ事業	
				認可保育園における一時保育事業	
				子育て交流サロン一時預かり	
				ベビーシッター利用支援事業	
				ファミリー・サポート・センター事業	
				ツインズサポート事業	
				病児・病後児保育事業【再】	
				ふれあい館事業 (乳幼児対象)	地域子育て支援事業
				ブックスタート事業	
	子育てしやすい街づくりの推進			子ども、子育て世代に優しい施設のガイドラインの作成	
				ふれあい館整備事業	
				スポーツ施設の管理・整備事業	
				公園・児童遊園の管理・整備事業	
				街路灯維持・改修事業	
				交通安全施設等整備事業	
				治安向上対策事業	

学童期・思春期		青年期
(6 ～ 12 歳)	(13 ～ 17 歳)	(18 歳以上)
ショートステイ事業		男女共同参画啓発・相談事業
ファミリー・サポート・センター事業		
地域子育て支援事業		
子ども、子育て世代に優しい施設のガイドラインの作成		
ふれあい館整備事業		
スポーツ施設の管理・整備事業		
公園・児童遊園の管理・整備事業		
街路灯維持・改修事業		
交通安全施設等整備事業		
治安向上対策事業		

政策・施策の方向性

政策 1 妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援

【体系】



- 妊産婦や子育て家庭に寄り添い、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援し、安心して出産・子育てができるよう、養育環境の整備を図ります。
- 支援が必要な妊婦や家庭等については、関係機関同士が連携しながら、早期に適切な支援につなげます。
- 子育て家庭の育児不安や孤立解消を図るとともに、子育て家庭および地域の子育て力の育成を図ります。

施策 1 妊娠期から子育て期の支援の充実

- 妊娠期から子育て期における子どもとその家庭における悩みや不安を解消し、安心して出産や子育てができるよう、感染症予防や医療体制の充実を含め、さらなる環境整備を図ります。
- 支援が必要な妊婦や家庭等について、関係機関同士の連携を強化し、子どもとその家族への支援強化を図ります。

重点事業

事業名	妊産婦・新生児訪問事業											
内 容	妊娠届や出生通知票の届出等により、支援を必要とする妊婦や生後4か月までの乳幼児および産婦の家庭全戸に保健師等が訪問し、妊産婦の日常生活や新生児の発育・栄養・生活環境等について適切な助言をするとともに、育児不安や産後うつ症状等の早期発見・早期対応を行います。											
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値	
訪問件数 (延べ)(妊産婦)	1,187		1,139		1,140		1,141		1,143		1,146	
訪問件数 (延べ)(新生児)	1,762		1,691		1,692		1,693		1,697		1,702	
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課			
	●	●	●	●								

事業名	産後ケア事業										
内 容	支援を必要とする出産後１年以内の産婦および乳児に対して、医療機関等への宿泊および日帰りや、利用者宅への助産師訪問により、心身のケアや育児支援等を行い、育児に対する不安の解消や休息を図ります。また、本事業のニーズの高まりに対応できるよう、サービス提供事業者の拡大や利便性の向上等、関係機関と連携しながらさらなる充実を図ります。										
成果指標	令和６年度 現状値		令和７年度 目標値		令和８年度 目標値		令和９年度 目標値		令和１０年度 目標値		令和１１年度 目標値
宿泊型利用 日数（延べ）	674		690		700		710		720		730
日帰り型利用 日数（延べ）	134		150		160		170		180		190
訪問型利用 日数（延べ）	1,272		1,330		1,360		1,390		1,420		1,450
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課		
	●	●	●								

主な事業

事業名	妊産婦健康診査								
内容	妊娠届を提出したすべての妊婦を対象に、妊婦健康診査受診票を交付し、検査費用の一部を助成します。支援が必要な妊産婦については、医療機関等と連携し、早期の支援につなげます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●					

事業名	母親学級・両親学級（ハローベビー学級、新米パパ講座）								
内容	初めての妊娠・出産を迎える母親と父親が、出産・育児に関する講座や実習により情報や知識の習得を図るとともに、妊婦とその家族同士の交流を促し、育児の負担軽減と孤立の防止を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●						

事業名	出産・子育て応援事業								
内容	妊娠届出後に妊婦とゆりかご面接を行い、妊婦とパートナー、家族の状況、産後の育児環境等を把握し経済的支援を行うとともに、出産・子育てに関する相談に応じ、不安の解消を図ります。また、支援が必要な妊婦には、継続して面接や訪問等を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●	●				

事業名	乳幼児健診								
内 容	生後４か月、１歳６か月、３歳の身体と精神の発育・発達がめざましい時期に、月齢や年齢に応じた健康診査を行い、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障がいの早期発見、早期治療につなげます。また、心理相談や保健・栄養相談等の実施により、保護者の育児不安の解消を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●					

事業名	保健師地区活動								
内 容	保健師による電話や面接相談、家庭訪問等により、心身の健康に課題を抱える区民を早期に発見し、必要な医療や福祉施策へつなげます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●	●				

事業名	すくすくサポート事業								
内 容	妊娠期から子育て期における保護者が心身の不調をきたしやすい時期において、保健師による相談支援、精神科医による個別相談を行い、産後うつや早期支援や育児不安の解消を図ります。また、同じ悩みを抱えるほかの家族との交流機会を創出し、孤立化を防止します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●						

事業名	あらかわキッズ・マザーズコール２４【再掲】(名称変更予定)								
内 容	妊娠中から１８歳未満の子どもを持つ保護者からの電話相談を、社会福祉士や保健師等の専門スタッフが２４時間いつでも受け付け、妊娠や育児等に関する不安解消を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●	●	●			

事業名	こども家庭センター機能の充実【再掲】								
内 容	母子保健と児童福祉の両機能の一層の連携・協働の強化および多様な家庭環境等への支援体制の充実を図るとともに、こども家庭センター連絡会を活用し、支援が必要な家庭に対して、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行う等、こども家庭センター機能のさらなる充実を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 健康推進課
	●	●	●	●		●			

施策2 子育て力を養うための支援

- 子育て家庭へのさまざまなツールを活用した子育てに関する情報提供や、親自身が学び育つための学習の場などを充実させることで、子育て家庭の育児への不安の解消を図るとともに、子育て力の育成を図ります。
- 子育て家庭と地域住民との交流の機会を創出することなどを通じて、子育て家庭が孤立することなく子育てできるよう、地域の子育て力の育成を図ります。

重点事業

事業名	親子関係形成支援事業									
内容	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、講義やグループワーク等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報、相談および助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が交流を図り、親子間における適切な関係性の構築を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	
親の子育て力 支援講座 参加人数	25		30		30		30		30	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課	
	●	●	●							

主な事業

事業名	子育て支援情報の提供									
内容	区のホームページや子育て応援ブック、子育てアプリを活用し、各種健診に関する情報や育児休業制度などの子育て家庭が必要とする情報の周知やその情報を容易に入手できる環境を整えるとともに、各種手続方法のデジタル化により、子育て家庭の利便性向上を図ります。									
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
	●	●	●		●					

事業名	健康づくり普及啓発・環境整備事業								
内 容	子どもと保護者の健康に関するリーフレットの配布や事業・イベントの実施により、心身の健康に関する普及啓発を図り、主体的な健康づくりの機運の醸成を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●		●				

事業名	母親学級・両親学級（ハローベビー学級、新米パパ講座）【再掲】								
内 容	初めての妊娠・出産を迎える母親と父親が、出産・育児に関する講座や実習により情報や知識の習得を図るとともに、妊婦とその家族同士の交流を促し、育児の負担軽減と孤立の防止を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●						

事業名	子育てファミリー事業								
内 容	保健師、栄養士、歯科衛生士による講座等を実施し、保護者が月齢に応じた子どもとの接し方等について学ぶとともに、同じ月齢の子を持つ保護者同士の交流により、育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●						

事業名	子育て世帯訪問支援事業【再掲】								
内 容	訪問支援員が、子育て等に対して不安・負担を抱える妊産婦や子育て家庭を訪問し、子育てに関する相談や家事・育児等の支援を行い、家庭や養育環境を整えます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●	●	●			

事業名	養育支援訪問事業【再掲】								
内 容	育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を訪問し、育児相談や心身の健康ケア、必要な支援調整等を行い、育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター 健康推進課
	●	●	●	●	●	●			

事業名	すくすくサポート事業【再掲】									
内 容	妊娠期から子育て期における保護者が心身の不調をきたしやすい時期において、保健師による相談支援、精神科医による個別相談を行い、産後うつ of 早期支援や育児不安の解消を図ります。また、同じ悩みを抱えるほかの家族との交流機会を創出し、孤立化を防止します。									
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●							

事業名	双子・三つ子の集い								
内 容	多胎児を持つ親子の情報交換の場として、主任児童委員が区内３か所で運営している「双子・三つ子の集い」を支援し、多胎児の子育ての悩みや不安等を抱える保護者同士の交流を図り、育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	福祉推進課
	●	●	●						

事業名	あらかわ「親育ち」支援事業								
内 容	子育てに関する知識・技術の習得や親子・親同士の交流を深める活動を行う区内の団体やサークル等の活動を通じて、保護者の育児の不安や孤立の解消を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
	●	●	●						

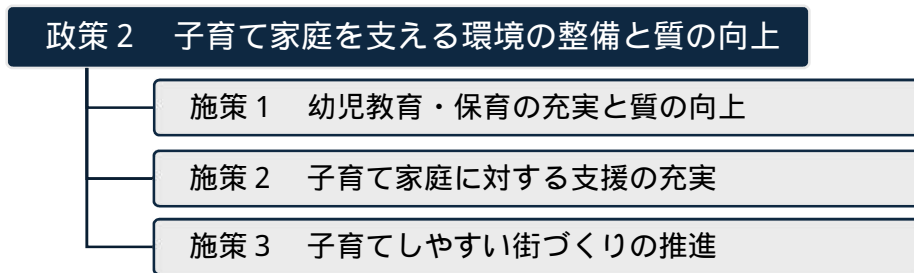
事業名	安心子育て訪問事業								
内容	区とボランティア団体が連携し、育児不安を抱えている家庭にボランティアを派遣して、傾聴や家事・育児を協働で行うことで、育児不安の軽減や負担の軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●	●	●		●			

事業名	地域子育て教室								
内容	区内の子育て中の母親を交えた企画会である「あらかわママ企画講座」や、父親の育児参加やワーク・ライフ・バランスについて学ぶ「あらかわパパスクール」等を通じて、子育てに関する知識を深めるとともに、保護者同士の交流を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
	●	●	●						

事業名	地域の教育力向上支援事業								
内容	子どもを中心とした交流事業を行う団体等への支援を通じて、子どもやその保護者、地域住民との交流の機会を創出し、地域の教育力向上を促進します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
	●	●							

政策2 子育て家庭を支える環境の整備と質の向上

【体系】



- 子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを保育施設等に預けることができるよう幼児教育・保育のさらなる質の向上を図ります。
- 多様な育児支援のニーズに対応できるよう、子育て家庭に対する支援を充実し、すべての人がワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します。
- 区の施設や、公園・児童遊園等の計画的な整備等を通じて、自然に触れ合いながら、安全で子育てしやすい街づくりを推進します。

施策1 幼児教育・保育の充実と質の向上

- 就学前施設の形態に関わらず、多様化する幼児教育・保育ニーズに対応するため、各施設等と連携を深めながら、各施設の人材育成や運営等の支援に積極的に取り組むことで、幼児教育・保育の充実や質の向上を推進します。

重点事業

事業名	保育施設の運営
内 容	【認可保育園、地域型保育事業】 国が定める基準を満たし、区が設置または認可した保育施設において保護者の就労や病気等のため、保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育します。少子化に伴う児童人口の減少と保育利用率の上昇を踏まえた今後の保育需要見込みをもとに適切な定員管理を目指すとともに、安全管理体制の強化や保育施設相互の連携・情報共有を充実させることで、さらなる保育の質の向上を図ります。 【認証保育所】 東京都独自の認証基準を満たした民間事業者が運営する認証保育所において、乳幼児を保育します。 認証保育所に対して運営費等を補助するとともに、保育の充実や健全な施設運営に向けた支援を行うことで、乳幼児の保育の円滑な提供とより一層の保育環境の充実に向けて支援していきます。

内 容		【家庭福祉員】 保育が必要な乳幼児を、家庭福祉員が保護者に代わって保育します。 家庭福祉員に対して運営費等を補助するとともに、巡回相談員による支援を行い、家庭福祉員の負担軽減や円滑な運営を支援します。							
成果指標		令和 6 年度 現状値	令和 7 年度 目標値	令和 8 年度 目標値	令和 9 年度 目標値	令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値		
0 ～ 2 歳	人口	4,502	4,349	4,159	4,106	4,112	4,120		
	保育 利用者数	2,476	2,508	2,410	2,370	2,373	2,381		
	保育 利用率 (%)	55.0	57.7	57.9	57.7	57.7	57.8		
	待機 児童数	33	0	0	0	0	0		
3 ～ 5 歳	人口	4,525	4,385	4,265	4,150	4,010	3,834		
	保育 利用者数	3,212	3,224	3,231	3,212	3,172	3,066		
	保育 利用率 (%)	71.0	73.5	75.8	77.4	79.1	80.0		
	待機 児童数	0	0	0	0	0	0		
保育利用率とは、利用者数を人口で割った数値である。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●		●	●				

主な事業

事業名	区立幼稚園管理運営								
内 容	学校教育法および幼稚園教育要領に基づき、適切な環境を通して子どもを保育し、心身の発達を図ります。また、預かり教育を実施することにより、保護者の就労等の理由により幼稚園教育を受けられない幼児にも幼稚園教育を受ける機会を提供します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	学務課
	●	●		●	●				

事業名	私立幼稚園等・保護者への支援の充実								
内 容	幼児教育の一層の質の向上と充実に資するよう、私立幼稚園等の事業費の一部助成や保護者への保育料等および給食費の補助を行い、適切な保育・教育環境の整備と保護者の負担軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●				

事業名	認可外保育施設に対する運営支援の取組の拡充								
内 容	区内に設置している認可外保育施設に対し、定期的な巡回の実施、保育に係る情報提供や研修への参加の呼びかけ等を行うことで、保育の質の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●		●	●				

事業名	延長保育事業								
内容	保護者の子育てと就労等の支援のため、通常の利用時間以外の時間に、認可保育園、一部の地域型保育事業にて保育を実施するとともに、利用しやすい環境の整備を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●		●	●				

事業名	病児・病後児保育事業								
内容	病気（症状が軽度の場合）または病気の回復期にあり、保育園等に登園できない子どもを預かり、看護のための休暇を取得しにくい保護者の子育てと就労等の両立を支援します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●		●	●				

事業名	こども誰でも通園制度（仮称）								
内容	すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を令和8年度から開始します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●			●				

施策2 子育て家庭に対する支援の充実

- 保護者が安心して地域で子育てできるよう需要を的確に捉え、さまざまな面で負担軽減を図りながら、必要なときに必要なサービスを受けられる環境づくりを推進します。
- 仕事と子育ての両立だけでなく、在宅育児世帯を含めたすべての人がワーク・ライフ・バランスを実現でき、親子が触れ合う機会を増やす等、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

重点事業

事業名	地域子育て支援拠点事業										
内 容	在宅育児中の保護者に対し、各地域の子育て交流サロン等において、子育て中の親子の交流促進や保育士等による相談・助言等を通じて、子育ての不安や悩みの解消を図るとともに、子育て家庭を地域で支える取組を支援します。また、多様な育児支援のニーズに対応しつつ、保護者がより気軽に立ち寄り、相談・交流できる場となるよう、環境整備を行います。										
成果指標	令和 6 年度 現状値		令和 7 年度 目標値		令和 8 年度 目標値		令和 9 年度 目標値		令和 10 年度 目標値		令和 11 年度 目標値
利用者数	60,795		65,658		70,254		74,469		78,193		81,321
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 保育課 ゆいの森課 学務課		
	●	●	●		●						

事業名	ショートステイ事業									
内 容	保護者の育児疲れや疾病等により家庭において、養育を受けることが一時的に困難となった0歳から中学生までの子どもを預かることで、子どもとその家族の福祉の向上を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
利用日数	1,326		1,478		1,487		1,496		1,505	1,514
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター	
	●	●	●	●		●				

主な事業

事業名	認可保育園における一時保育事業								
内容	保護者の冠婚葬祭への出席、地域・学校等の行事への参加等により一時的に保育を必要とする保護者に対して、子どもを預かることで、家庭における育児の支援に取り組みます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●	●		●				

事業名	子育て交流サロン一時預かり								
内容	理由を問わず子どもを預かることで、保護者の育児負担の軽減を図ります。また、ゆいの森あらかわでは施設利用者に対する一時預かりを実施し、子育て家庭が施設をより利用しやすいよう環境整備を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 ゆいの森課
	●	●	●		●				

事業名	ベビーシッター利用支援事業								
内容	日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を補助することで、保護者の多様なニーズに応えます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●	●	●	●				

事業名	ファミリー・サポート・センター事業								
内 容	一時的に育児援助を受けたい保護者(利用会員)の育児負担の軽減を図ります。 また、多様化する保育需要に対応するため、利便性と質の向上を図るとともに、 協力会員の人材確保策について検討を進めます。								
対応する 計 画	子 ・ 子	次 世 代	母 子	貧 困	子 ・ 若	社 ・ 養	自 立	担当	子育て支援課
	●	●	●		●				

事業名	ツインズサポート事業									
内 容	多胎児を養育している家庭を支援するため、タクシー利用料および一時保育等の利用料等の助成により、育児の負担と経済的な負担の軽減を図ります。また、必要な方に支援が届くよう事業の周知に努めるとともに、よりニーズに合った支援となるよう、さらなる充実策の検討を進めます。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
	●	●	●							

事業名	病児・病後児保育事業【再掲】									
内 容	病気（症状が軽度の場合）または病気の回復期にあり、保育園等に登園できない子どもを預かり、看護のための休暇を取得しにくい保護者の子育てと就労等の両立を支援します。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課	
	●	●		●	●					

事業名	男女共同参画啓発・相談事業								
内 容	男女共同参画週間講演会やパネル展等の実施により、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義について理解を深めてもらえるよう、これまで以上にさまざまな場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組を実施し、男女共同参画事業のさらなる充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
	●	●			●				

事業名	地域子育て支援事業								
内 容	あらかわ遊園のフリーパス贈呈や銭湯入浴券を配布する等、家庭内では経験できない親子の触れ合いの場を提供し、家族のコミュニケーションの円滑化を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●	●						

事業名	ふれあい館事業（乳幼児対象）								
内 容	読み聞かせ講座や遊びの機会を提供する等、親子が触れ合える機会の創出に加えて、親子分離での事業を展開し、保護者の育児を支援します。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	区民施設課
	●	●			●				

事業名	ブックスタート事業								
内 容	子どもとその保護者に絵本をプレゼントするブックスタートにより、読書活動に関する取組を促進するとともに、子どもと一緒に絵本を開き、子どもへの読み聞かせを通じて、親子が触れ合える機会を創出します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課
	●	●			●				

施策3 子育てしやすい街づくりの推進

- スポーツ施設やふれあい館等の区の施設や、公園・児童遊園等の計画的な整備や管理運営のほか、地域の治安や安全の向上を通じて、子育てしやすい街づくりを推進します。

重点事業

事業名	子ども、子育て世代に優しい施設のガイドラインの作成						
内容	子どもや子ども連れの方たちが、気軽に立ち寄り、利用しやすい施設となるよう、施設整備の考え方をまとめたガイドラインの作成について、検討を進めます。						
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
ガイドライン の運用	-	検討	策定・実施	実施	実施	実施	
補助制度	-	検討	検討・実施	実施	実施	実施	
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
	●	●	●	●	●		
							担当
							子育て支援課

主な事業

事業名	ふれあい館整備事業						
内容	地域コミュニティの拠点となる施設を計画的に整備し、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の相互交流と地域活動を促進し、地域の活性化を図ります。						
対応する 計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立
		●			●		
							担当
							区民施設課

事業名	スポーツ施設の管理・整備事業								
内 容	子ども同士や親子でスポーツに親しみ、楽しく運動できる機会を提供するため、子ども向け教室の充実や親子で参加できるイベントの開催など、各スポーツ施設が子育ての場の一環となるよう、管理・運営を行っていきます。また、あらかわ遊園スポーツハウスの大規模改修や三河島駅前北地区市街地再開発事業における多目的アリーナの整備にあたっては、子どもの遊び場やベビールーム、子ども更衣室の設置など、子育て世代の利用環境の向上について検討を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●			●				

事業名	公園・児童遊園の管理・整備事業								
内 容	子どもから大人まで、安全・安心で快適に利用できる場を提供するために、清掃・樹木のせんていや遊具の安全点検および修繕、利用マナーの指導等を実施します。また、公園利用の満足度を高めるためにアンケート調査等を通して区民ニーズを把握し、可能な範囲で応えていきます。さらに、ユニバーサルデザインに配慮した魅力的な遊具の導入やトイレの洋式化、バリアフリー化等、計画的な環境整備を行い、安全性や快適性の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	土木管理課 基盤整備課
		●			●				

事業名	街路灯維持・改修事業								
内 容	夜間における安全確保と犯罪防止のため、街路灯の設置・維持管理を行います。LED化や老朽化した街路灯の改修、新設等を計画的に行い、安全・安心な街づくりを推進します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	土木管理課
		●			●				

事業名	交通安全施設等整備事業								
内容	通学路の安全対策や防護柵等の交通安全施設の整備により交通事故を防止するとともに、自転車通行空間を整備することで、安全で快適に利用できる道路環境を確保します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	基盤整備課
		●			●				

事業名	治安向上対策事業								
内容	防犯パトロールや地域住民への防犯に関する活動支援、情報提供等、さまざまな防犯啓発活動を通じて、地域の防犯力の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活安全課
		●			●				

基本目標 3 支援が必要な子どもと家庭を支援します

現状と課題

支援を必要とする子どもたちが地域社会で健やかに成長するためには、子どものライフステージに合わせて行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が連携し、ヤングケアラーをはじめ、支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見するとともに、子どもが抱える課題やさまざまな家庭環境について包括的な支援体制の強化を図り、ニーズに応じた支援を行っていく必要があります。

医療的ケア児や発達障がい児等、支援が必要な子どもが増加傾向にあるため、医療的ケア児とその家族への支援や保育施設等での受け入れなど、支援を必要とする子どもとその家庭が適切な支援を受けられるよう、環境整備を図る必要があります。

ひとり親家庭では、保護者が子育てと生計の維持を一人で担っていることから、さまざまな困難を伴う場合があります。荒川区ではこれまでも経済上・生活上の課題に寄り添った支援を行ってきており、引き続き、ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題やニーズを的確に把握し、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく成長していけるよう、さらなる総合的・継続的な支援をしていくことが求められています。

また、社会的養育においては、子どもの最善の利益を図るため、養育者や生活環境の継続的・永続的な子どもの育ちの場の保障であるパーマネンシー保障の考え方にに基づき、予防的支援により最大限子どもが家庭の中で育つことができるよう、子どもと家庭を支えていくことが必要です。

子どもの最善の利益を念頭に適切な養育環境を提供できるよう、里親家庭や児童養護施設への支援を充実していくとともに、社会的養護経験者が不安を抱えたまま自立していくことがないよう、子どもの自立を地域社会全体で支えていくことが必要です。

事業の展開

基本目標3では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0 ～ 2 歳)	(3 ～ 5 歳)
課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援	課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援				
				医療的ケア児への支援	
				こども家庭センター機能の充実〔再〕	
				子ども家庭総合センターの運営	
				要保護児童対策地域協議会の運営	
				留守番看護師の派遣	
				医療的ケア児家庭家事サポート事業	
				養育医療費助成制度	
				小児慢性特定疾病医療費支給制度	
	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援			児童発達支援センターの運営	
				乳幼児健診〔再〕	
				経過観察健診(心理・小児神経・小児)	
				居宅訪問型保育事業	
				就学相談	
				障がい者向け事業(アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)〔再〕	
				スポーツ施設の管理・整備事業〔再〕	
	ひとり親家庭の自立支援の推進			ひとり親家庭相談事業	
				ひとり親家庭等への手当支給	
				ひとり親家庭医療費の助成	
				養育費確保のための支援	
				ひとり親家庭への生活支援	
				母子生活支援施設との連携強化	
				ひとり親家庭の就労支援	
				ひとり親家庭の居住支援事業	

学童期・思春期		青年期
(6 ～ 12 歳)	(13 ～ 17 歳)	(18 歳以上)
ヤングケアラーの周知・支援(子ども対象)		
	あらかわひきこもり支援ステーション	
医療的ケア児への支援		
こども家庭センター機能の充実〔再〕		
子ども家庭総合センターの運営		
要保護児童対策地域協議会の運営		
留守番看護師の派遣		
医療的ケア児家庭家事サポート事業		
小児慢性特定疾病医療費支給制度		
次世代育成支援事業(学習環境整備支援)		
	奨学資金貸付	
就学援助費・就学奨励費		
児童発達支援センターの運営		
子どもの居場所づくり・子ども食堂事業(子ども向け)		
就学相談		
特別支援学級等における適切な指導支援		
仮想空間を活用した多様な学びの機会の確保		
あらかわ寺子屋		
学習支援事業(学びサポートあらかわ)		
フリースクール等の利用児童生徒への利用料補助		
	受験生チャレンジ支援貸付事業	
障がい者向け事業(アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)〔再〕		
パラスポーツフェスティバル〔再〕		
スポーツ施設の管理・整備事業〔再〕		
ひとり親家庭相談事業		
ひとり親家庭等への手当支給		
ひとり親家庭医療費の助成		
養育費確保のための支援		
ひとり親家庭への生活支援		
母子生活支援施設との連携強化		
ひとり親家庭の就労支援		
ひとり親家庭の居住支援事業		

事業の展開

基本目標 3 では、以下の事業を展開します。

政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0 ～ 2 歳)	(3 ～ 5 歳)
社会的養護体制の充実	社会的養護体制の充実			子どものパーマネンシー保障に向けた取組	
				一時保護の体制整備	
				地域ニーズを捉えた児童養護施設の機能充実	
				里親制度の推進	

学童期・思春期		青年期
(6 ～12 歳)	(13 ～17 歳)	(18 歳以上)
子どものパーマネンシー保障に向けた取組		
一時保護の体制整備		
	社会的養護経験者の自立支援	
地域ニーズを捉えた児童養護施設の機能充実		
里親制度の推進		

政策と施策の方向性

政策 1 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援

【体系】

政策 1 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援

施策 1 課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援

施策 2 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

施策 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- 課題や困難を抱える子どもやその家庭が支援につながるよう、その特性・個性に応じた包括的な支援体制の充実を図ります。
- 特別な配慮を必要とする子どもやその家庭が地域で孤立することのないよう、関係機関同士が連携を強化し、支援のさらなる充実を図ります。
- ひとり親家庭が地域で安心して子育てしながら生活できるよう、ひとり親家庭への総合的・継続的な支援に取り組みます。

施策 1 課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援

- 課題や困難を抱える子どもやその家庭に対して、その特性・個性に応じた相談体制の整備や支援内容の充実、関係機関同士の連携の強化により、すべての子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。

重点事業

事業名	ヤングケアラーの周知・支援（子ども対象）					
内容	11月の児童虐待防止月間に合わせ、チラシやパネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等が連携して実態を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関同士の連携をこれまで以上に強化するとともに、ヤングケアラーコーディネーターの配置、スクールソーシャルワーカーの増員等について検討を進めます。					
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
パネル展 の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

成果指標	令和 6 年度 現状値		令和 7 年度 目標値		令和 8 年度 目標値		令和 9 年度 目標値		令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
スクール ソーシャル ワーカー 配置人数	10		18		18		18		18	18
教育センター ・子ども家庭 総合センター 情報連絡会の 開催	実施		実施		実施		実施		実施	実施
対応する 計 画	子・ 子	次 世代	母 子	貧 困	子・ 若	社・ 養	自 立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 教育センター	
			●		●	●				

事 業 名	あらかわひきこもり支援ステーション									
内 容	ひきこもりに関する相談窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置しています。ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談機能と必要な支援へつなげるコーディネーター機能を担い、庁内関係部署や関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。									
成果指標	令和 6 年度 現状値		令和 7 年度 目標値		令和 8 年度 目標値		令和 9 年度 目標値		令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
相談件数 (延べ)	194		214		236		260		286	315
対応する 計 画	子・ 子	次 世代	母 子	貧 困	子・ 若	社・ 養	自 立	担当	生活福祉課	
			●	●	●					

事業名	医療的ケア児への支援										
内 容	医療的ケア児が地域において安心して生活を営めるよう、基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な子どもとその家族、関係者からの相談に応じ、ケースに応じた支援へとつなげます。また、幼稚園や保育園、小・中学校等のライフステージにおいて、関係機関同士の連携を密に行い、医療的ケア児への支援体制の充実を図ります。										
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値
医療的ケア児等 地域コーディネーターへの 相談件数 (延べ)	707		755		804		862		924		990
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課 保育課 障害者福祉課 健康推進課 教育センター		
	●	●	●		●						

主な事業

事業名	こども家庭センター機能の充実【再掲】									
内 容	母子保健と児童福祉の両機能の一層の連携・協働の強化および情報共有等の円滑化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し、子育てに困難を抱える家庭に対して、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行う等、こども家庭センター機能のさらなる充実を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 健康推進課	
	●	●	●	●	●	●				

事業名	子ども家庭総合センターの運営								
内 容	子どもと子育ての総合的な相談機関として、庁内各部署、地域の関係機関との連携を一層強化するとともに専門職の人材確保・育成を進め、すべての子ども家庭が安心して健やかな暮らしが送れるよう、運営体制のさらなる強化を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
				●	●	●			

事業名	要保護児童対策地域協議会の運営								
内 容	要保護児童等の早期発見、虐待等の未然防止のため、子ども家庭総合センターを調整機関として関係機関が緊密な連携をとり、情報や支援内容の共有を図ります。さらに保健所や教育委員会等との連携を一層強化し、特定妊婦やヤングケアラー等の早期の把握、早期の支援につなげることができるよう、より効果的な会議体の運営等について検討していきます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●		●		●			

事業名	留守番看護師の派遣								
内 容	在宅で医療的ケアが必要な家庭に対して留守番看護師を派遣し、障がい児(者)等の健康保持や安定した生活の確保、介護者の負担軽減を図るとともに、多様化する利用者の世帯構成や生活実態を踏まえ、利用上限等の制度見直しを行い、事業のさらなる充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
	●	●	●		●				

事業名	医療的ケア児家庭家事サポート事業								
内 容	きょうだい児を養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等の必要なサービスを提供することにより、医療的ケア児等の介護を行う家庭の家事の負担軽減、きょうだい児の学習や休養、保護者との触れ合い等の機会の確保を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
	●	●	●		●				

事業名	養育医療費助成制度								
内 容	出生体重が2,000グラム以下などで身体の発育が未熟なまま出生し、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児を対象に、医療費を援助します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●					

事業名	小児慢性特定疾病医療費支給制度								
内 容	小児慢性特定疾病を患っている子ども等について、その医療費と日常生活用具費用の自己負担分の一部を助成し、家庭の医療費の負担を軽減するとともに、子どもが適切な医療サービス、治療や療養を受けられるよう支援します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●		●				

事業名	次世代育成支援事業（学習環境整備支援）								
内 容	生活保護受給世帯の次世代育成支援の観点から、学習塾等への通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講等に必要な費用の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減と子どもの自立助長を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活福祉課
		●		●	●				

事業名	奨学資金貸付								
内容	保護者の経済的理由により修学困難な者に対して入学に必要な学資金を貸し付け、保護者の経済的理由により、高等学校等への進学を断念することがないよう、保護者の経済的負担の軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	学務課
	●	●		●	●				

事業名	就学援助費・就学奨励費								
内容	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、遠足費等費用の一部を援助することにより、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施を図ります。また、特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し学用品費、遠足費等費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	学務課
	●	●		●	●				

施策2 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

○特別な配慮を必要とする子どもや生活や学びの基盤が安定しない子どもに対する学習機会の確保や子どもの居場所づくり等について、関係機関同士の連携を強化し、支援のさらなる充実を図ります。

重点事業

事業名	児童発達支援センターの運営						
内 容	さまざまな課題を抱え、支援を必要としている障がい児に対して、地域における児童発達支援の中核的な役割を担うための施設として整備を進めます。						
成果指標	令和6年度 現状値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和9年度 目標値	令和10年度 目標値	令和11年度 目標値	
児童発達支援 実利用人数	166	183	200	217	234	250	
保育所等 訪問支援 実利用人数	1	10	20	30	40	50	
障害児 相談支援 実利用人数	3	20	40	60	80	100	
対応する 計 画	子・ 子	次 世代	母 子	貧 困	子・ 若	社・ 養	自 立
	●	●	●		●		
							障害者福祉課

事業名	子どもの居場所づくり・子ども食堂事業（子ども向け）									
内 容	子どもの居場所づくり事業を行う団体、食事の提供や学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもの自立支援や健やかな成長を促進するとともに、地域全体で子どもを支える機運の醸成を図ります。また、関係団体同士の連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見や支援を含め、地域全体で子どもを支える環境のさらなる充実を図ります。									
成果指標	令和 6 年度 現状値		令和 7 年度 目標値		令和 8 年度 目標値		令和 9 年度 目標値		令和 10 年度 目標値	
利用満足度 （ % ）	72		74		76		78		80	
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
				●	●					

主な事業

事業名	乳幼児健診【再掲】									
内 容	生後 4 か月、1 歳 6 か月、3 歳の身体と精神の発育・発達がめざましい時期に、月齢や年齢に応じた健康診査を行い、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障がいの早期発見、早期治療につなげます。また、心理相談や保健・栄養相談等の実施により、保護者の育児不安の解消を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●	●						

事業名	経過観察健診（心理・小児神経・小児）									
内 容	乳幼児健診の結果等で要経過観察が必要となった子どもへ、関係機関同士の連携を図り、発育発達に応じて早期の医療や療育につなげるよう支援します。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課	
	●	●	●							

事業名	居宅訪問型保育事業								
内容	障がいや疾病等により集団保育が著しく困難と認められる子どもの自宅へ訪問保育事業者から保育者を派遣しています。利用希望があった場合、スムーズに利用につなげられるよう、事業者との連携の強化を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	保育課
	●	●			●				

事業名	就学相談								
内容	特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるよう、子どもや保護者の就学希望と、教育的観点や心理学的、医学的見地を踏まえ、総合的な観点から、適切な教育の場についての相談を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
	●	●	●		●				

事業名	特別支援学級等における適切な指導支援								
内容	区立小・中学校における特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室等の設置に加え、各区立幼稚園、こども園、小・中学校に特別支援教育支援員等を配置し、特別支援学級等における適切な指導支援を行うための教育環境整備や幼児児童生徒への指導支援体制強化を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
	●	●			●				

事業名	仮想空間を活用した多様な学びの機会の確保								
内容	インターネット上に学校を模した仮想空間を設置し、不登校児童生徒が自分を模したキャラクター（アバター）を操作し、仮想空間の学校に登校する仕組みを構築しています。適応指導教室の朝学活や帰り学活、授業や体験活動等に参加し、適応指導教室職員との接点をつくり、通室へとつながるよう支援します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
		●			●				

事業名	あらかわ寺子屋								
内 容	放課後の時間を活用し、子どもたち一人ひとりの学びの形に合わせて、学校ごとに補充学習「あらかわ寺子屋」を実施しており、子どもたちの特徴や様子に合わせて、実施時間や学習内容もさまざまに工夫しながら、子どもたちの学力向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	指導室
		●		●	●				

事業名	学習支援事業（学びサポートあらかわ）								
内 容	学校の授業についていくことが難しいなど、基礎学力取得について支援が必要な子どもに対する学習支援事業では、区立小・中学校や適応指導教室（みらい）等の関係機関との連携を強化し、子どもへ自由に学習できる場を提供し、基礎的・基本的な学習内容の習得や学習意欲の向上を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
				●	●				

事業名	フリースクール等の利用児童生徒への利用料補助								
内 容	不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクール等を利用するための費用の全部または一部を補助することにより、保護者等の負担軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	教育センター
			●		●	●			

事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業								
内 容	一定所得以下の世帯の子どもに対し、高校入学・大学入学試験に備えるための学習塾・受験対策講座・通信講座の受講料および高校・大学等の受験料について無利子で貸し付けを行い、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちの挑戦を支援します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	福祉推進課
		●		●	●				

事業名	障がい者向け事業【再掲】 (アートセラピーワークショップ・障がい者施設へのアーティスト派遣等)								
内 容	知的・発達障がいのある子どものためのワークショップの実施や区内在住のアーティスト等による芸術文化に関する講座を開催し、障がい者が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。また、ワークショップや障がい者施設で利用者が制作した作品を区施設等で展示し、障がい者に対する区民の理解促進を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課 障害者福祉課
					●				

事業名	パラスポーツフェスティバル【再掲】								
内 容	パラスポーツ体験会や義足歩行体験、義足・義手の展示等を行い、障がいの有無に関わらず一緒に参加することで、パラスポーツの奥深さやその魅力に触れるとともに、障がい者への理解を深めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●			●				

事業名	スポーツ施設の管理・整備事業【再掲】								
内 容	障がいの有無に関わらずスポーツに親しみ、楽しく運動できる機会を提供するため、障がい者向け教室メニューの展開など、障がいのある方でも利用しやすいスポーツ施設の管理・運営を行っていきます。また、あらかわ遊園スポーツハウスの大規模改修や三河島駅前北地区市街地再開発事業における多目的アリーナの整備にあたっては、スムーズな利用者動線の確保、大型エレベーターや個室の更衣室の設置など、バリアフリー向上が図られるよう検討を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●			●				

施策3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭の負担等に配慮した相談・申請体制により、ひとり親家庭のサービス利用に関する利便性の向上につなげます。
- ひとり親家庭が抱える課題を把握し、ニーズを的確に捉え、就労、経済、住宅等のさまざまな支援を通じて、安定した生活への総合的・継続的な支援に取り組みます。

重点事業

事業名	ひとり親家庭相談事業									
内 容	母子父子自立支援員や就業支援専門員が、住まいや就労、離婚や養育費等のさまざまな相談に応じ、一緒に課題の整理を行って適切な支援につなげます。 また、関係部署と連携し、ひとり親家庭が気軽に相談できる体制の充実を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
ひとり親 相談件数	1,948		1,967		1,986		2,005		2,025	2,045
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
	●	●	●	●	●		●			

主な事業

事業名	ひとり親家庭等への手当支給									
内 容	子どもを養育しているひとり親家庭等で所得限度額未満の保護者等に、児童育成手当や児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。 また、児童扶養手当支給対象者には、申し出により、都営交通無料乗車券の配布や粗大ごみ処理手数料の免除等を行います。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課	
	●	●		●	●		●			

事業名	ひとり親家庭医療費の助成								
内 容	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等の方が保険診療を受けた時、医療費の自己負担分の一部を助成します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	養育費確保のための支援								
内 容	養育費や面会交流に関する普及啓発を行うとともに、養育費の取り決めに関する公正証書等の作成に係る費用を助成します。また、離婚前後の親支援講座実施において、離婚時に決めておいた方がよい事柄を案内し、生活を守るための支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	ひとり親家庭への生活支援								
内 容	一時的に育児や家事ができない際のベビーシッター等派遣やひとり親家庭の休養・余暇活動を支援する休養ホーム事業、ひとり親家庭等を対象としたフードパントリー事業に必要な経費を補助すること等により、ひとり親家庭の家事・育児等をサポートします。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	母子生活支援施設との連携強化								
内 容	困難な状況に置かれた母子世帯が入所できる母子生活支援施設との連携を密に図り、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、養育支援や家庭運営支援、就労支援等の自立に向けた支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	ひとり親家庭の就労支援								
内 容	ひとり親の保護者の就職や転職の準備に向けて、ひとり親就業支援専門員による就職活動の進め方や応募書類作成の助言により、経済的自立への支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

事業名	ひとり親家庭の居住支援事業								
内 容	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するために、民間賃貸住宅の物件探しの支援や、入居にあたっての保証料を補助することで経済的負担の軽減を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
	●	●		●	●		●		

政策 2 社会的養護体制の充実

【体系】

政策 2 社会的養護体制の充実

施策 1 社会的養護体制の充実

- 社会的養護が必要な子どもに対して、子どもが地域社会で健やかに成長できる環境整備を図ります。
- 社会的養護の下で育った子どもに対し、自立から自立後までの切れ目ない支援体制の充実を図ります。

施策 1 社会的養護体制の充実

- 社会的養護が必要な子どもが健やかに成長していけるよう、関係機関との連携や適切な運営の支援等により、子どもの養育の質の向上を図り、地域における社会的養護体制の整備を図ります。
- 社会的養護の下で育った子どもが、社会に出ても孤立・孤独することなく、自立した生活を送ることができるよう、支援内容の充実を図ります。

重点事業

事業名	子どものパーマネンシー保障* ₁ に向けた取組					
内 容	家庭支援事業等を活用した予防的支援により子どもが家庭の中で育つことができるよう、最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とする子どもに対して適切な養育先を確保できるよう、里親制度の普及啓発、里親家庭やファミリーホーム等への支援の充実を図ります。					
成果指標	令和 6 年度 現状値	令和 7 年度 目標値	令和 8 年度 目標値	令和 9 年度 目標値	令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
里親等委託率 (%)	11.1	13.0	15.6	17.8	20.0	22.2
里親登録 家庭数	21	23	24	26	27	29
ショート ステイ事業 利用日数 【再掲】	1,326	1,478	1,487	1,496	1,505	1,514

成果指標	令和 6 年度 現状値		令和 7 年度 目標値		令和 8 年度 目標値		令和 9 年度 目標値		令和 10 年度 目標値	令和 11 年度 目標値
子育て世帯 訪問支援事業 訪問回数 (延べ) 【再掲】	413		427		430		433		436	439
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター	
	●	●		●	●	●				

* 1 パーマネンシー保障：パーマネンシーとは永久性、不変性等を意味する。社会的養護においては養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、パーマネンシー保障とは子どもに安定的なケアを保障するという考え方。

主な事業

事業名	一時保護の体制整備									
内 容	子どもの権利が守られ、子どもにとって安全・安心な環境を提供できるよう、子ども会議の企画によるイベントの実施や給食メニューの提供、意見表明支援員による意見聴取など、子どもの意見が反映された一時保護所の運営に取り組むとともに、家庭的な養育環境での一時保護が可能となる里親・ファミリーホーム等の委託先の確保に努めます。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター	
	●	●		●	●	●				

事業名	社会的養護経験者の自立支援									
内 容	児童養護施設、里親家庭や自立援助ホーム等で社会的養護を受ける児童に加え、これまで公的支援につながらなかった児童も含め、就職や進学等で社会的に自立できるよう適切な支援を継続するとともに、関係機関同士が連携し、退所者（ケアリーバー）への支援について周知強化を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 子ども家庭総合センター 就労支援課	
	●	●		●	●	●				

事業名	地域ニーズを捉えた児童養護施設の機能充実								
内容	地域ニーズを的確に捉えながら、児童養護施設内の一部ユニットの分園化や、質の高い個別的なケアを実現するための専門職員の配置、施設の多機能化・機能転換等の施設機能の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●		●	●	●			

事業名	里親制度の推進								
内容	代替養育を必要とする子どもに対して、家庭養育優先の理念に基づき里親による養育を推進するため、里親登録家庭の増加を目指すとともに、多様な家庭形態のひとつとして地域社会の中で里親家庭の存在が受け入れられるよう、地域への里親に関する理解の促進と普及啓発を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子ども家庭総合センター
	●	●		●	●	●			

基本目標 4 若者の社会参画・復帰を支援します

現状と課題

情報化社会の進展、就業形態の多様化、コミュニティを取り巻く状況の変化等により、若者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、中途退学、若年無業者(ニート)やひきこもり等、若者が抱えている課題は複雑かつ複合化しており、本人やその家族だけでは解決が困難な状況になっています。

これらの課題について、若者一人ひとりのニーズに対応するためには、福祉、教育、就労等さまざまな分野において包括的な支援を提供する必要があり、そのためには、関係機関同士の連携を強化し、支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

若者が地域社会とつながり、交流や活動ができる拠点・安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、地域社会において若者が主体的に活動できる環境づくりが求められています。特に、若者の自主的な学びの場、同世代の交流の場として義務教育終了後の高校生を中心とした世代が気軽に利用できる居場所が求められています。

相談事業「わっか」での出張相談(面接相談)の会場となるふれあい館等と連携し、若者が参加しやすい事業を合わせて開催することにより、気軽に相談できる環境を整えていく必要があります。

また、若者が相談しやすいインターネット等を使った相談の場をさらに充実させることにより、一度相談でつながった若者に対し、その後の状況を把握し、適切な支援機関につなぐ必要があります。

非行・犯罪に及んだ若者への支援のみならず、これらを未然に防ぐための取組を充実させるため、過量服薬や「トー横」界限における問題等、新たに生じている課題、若者の「生きづらさ」や悩み、不安等に対して、周囲が早期に気づき、適切な支援が提供できるよう、地域社会による気づきやサポートができる仕組みを構築していく必要があります。

基本目標 4 では、以下の事業を展開します。

地域資源を活用したスポーツ事業【再】

持続可能な町会・自治会運営に向けたデジタル活用促進支援

スポーツ施設の管理・整備事業【再】

学童期・思春期		青年期
(6 ～12 歳)	(13 ～17 歳)	(18 歳以上)
	ふれあい館事業(中高生対象)	
	図書館におけるティーンズスタッフ活動【再】	
		二十歳のつどい【再】
地域資源を活用したスポーツ事業【再】		
文化団体等と連携した芸術・文化事業		
	荒川区青年団体連合会への支援	
持続可能な町会・自治会運営に向けたデジタル活用促進支援		
荒川区社会福祉協議会によるボランティア事業への支援【再】		
		生涯学習相談事業
	若者相談「わっか」の充実	
子どもの居場所づくり・子ども食堂事業(若者向け)		
		日本語を母語としない 区民向け日本語教室
読書活動の推進【再】		
	ふれあい館事業(中高生対象)【再】	
スポーツ施設の管理・整備事業【再】		
あらかわ遊園でのイベント等の実施		

事業の展開

基本目標 4 では、以下の事業を展開します。

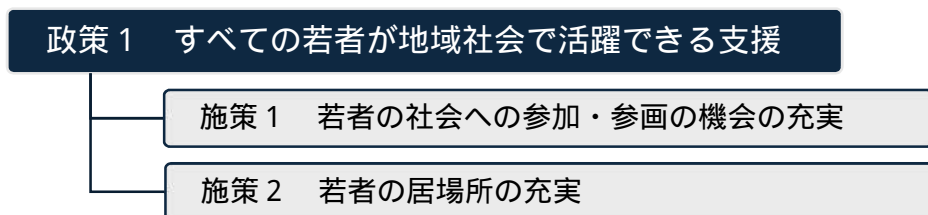
政策	施策	妊娠期	出産・新生児期	乳幼期	
				(0 ～ 2 歳)	(3 ～ 5 歳)
若者の課題解決に向けた支援	課題や困難を抱える若者への支援				
	特別な配慮を必要とする若者への支援			児童発達支援センターの運営〔再〕	
				女性の健康応援事業	
				保健師地区活動〔再〕	

学童期・思春期		青年期
(6 ～12 歳)	(13 ～17 歳)	(18 歳以上)
	ヤングケアラーの周知・支援(若者対象) あらかわひきこもり支援ステーション【再】 居場所づくり事業「ごろリンク」 次世代育成支援事業(若年者社会参加支援) 若者就労サポート事業 精神保健事業 薬物・酒害対策事業	
	LGBTQ 理解促進・相談事業【再】	
	自殺予防のための普及啓発活動、自殺予防のための人材育成	
	若者相談「わっか」の充実【再】 障がい者相談支援事業	
児童発達支援センターの運営【再】		地域活動支援センター事業
	障がい者就労支援センター運営事業	
	女性の健康応援事業	
	保健師地区活動【再】	
	精神保健事業【再】	

政策・施策の方向性

政策 1 すべての若者が地域社会で活躍できる支援

【体系】



- 若者が社会への参加・参画する機会を充実し、すべての若者が地域社会で主体的に活動できる環境づくりを推進します。
- 若者が自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制を充実させ、適切な支援につなげます。

施策 1 若者の社会への参加・参画の機会の充実

- 若者が参加しやすい事業や活動の充実を図るとともに、関係団体等との連携を強化し、若者が地域社会へ参画できる環境を整備します。
- 町会活動や地域イベント等の周知強化を図り、若者の地域社会への関心を高めます。

重点事業

事業名	ふれあい館事業（中高生対象）										
内 容	中高生の活動場所として自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開するとともに、ふれあい館イベントの実行委員会などに参加し、企画の検討や当日の運営に関わるほか、地域行事などにボランティアとして参加する機会を整えるなど、中高生の社会への参加・参画の機会の充実を図ります。										
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値
中高生 事業参加者数	44,500		44,550		44,600		44,650		46,700		46,750
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	区民施設課		
		●			●						

事業名	図書館におけるティーンズスタッフ活動【再掲】									
内 容	中学生から１９歳までを対象に、月１回のミーティングを実施し、スタッフ自らが主体的に活動内容を考えるほか、イベントの企画や運営を行うことで、図書館を中心に地域と関わる機会を提供します。									
成果指標	令和６年度 現状値		令和７年度 目標値		令和８年度 目標値		令和９年度 目標値		令和１０年度 目標値	令和１１年度 目標値
活動参加 満足度（％）	80		80		80		80		80	80
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課	
					●					

主な事業

事業名	二十歳のつどい【再掲】									
内 容	対象者自らが「二十歳のつどい」の企画・運営の一部を担うことで、当事者のニーズに合った事業を展開し、地域への愛着や関心を高める機会を創出します。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課	
					●					

事業名	地域資源を活用したスポーツ事業【再掲】									
内 容	荒川総合スポーツセンター等のスポーツ施設や小・中学校の体育館を活用したスポーツおよびレクリエーション、荒川リバーサイドマラソンやあらスポフェスタ等のイベントを通じて、区民の健康増進と体力の維持向上、スポーツを通じた仲間づくりや地域コミュニティの活性化を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課	
		●	●		●					

事業名	文化団体等と連携した芸術・文化事業								
内 容	ＡＣＣや荒川区文化団体連盟と連携し、芸術文化や伝統文化に親しむイベント等を展開しています。子どもから大人まで参加しやすいイベントのさらなる充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課
					●				

事業名	荒川区青年団体連合会への支援								
内 容	子どもや若者が一同に集まるあらかわ青年大会をはじめ、荒川区内の子ども・若者の交流を深めるとともに、他自治体の青年団体との交流等により、地域活動の活性化を図る団体への支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
					●				

事業名	持続可能な町会・自治会運営に向けたデジタル活用促進支援								
内 容	町会や自治会による活動内容やイベント情報の周知強化に向けて、スマートフォンやタブレットからいつでもどこでも情報を取得できる仕組みづくりを促進し、区民が地域活動へ参加しやすい環境を整備します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	区民課
					●				

事業名	荒川区社会福祉協議会によるボランティア事業への支援【再掲】								
内 容	小学生から社会人を対象に、夏休みの期間を利用してボランティア活動を体験する機会を提供する「サマーボランティアスクール」の実施に係る経費を補助することで、ボランティア人材の育成とともに、地域社会への関心を深め、多様な人と共に生きることの大切さを学ぶ機会の創出を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	福祉推進課
		●			●				

事業名	生涯学習相談事業								
内 容	個人や団体からの生涯学習や地域活動に関する相談を受け付ける「トライえるサポート」を開設し、生涯学習のサポートを行っています。 社会教育指導員・社会教育主事が、学習や活動に関する希望や志向の明確化をサポートし、地域とつながる機会の創出を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生涯学習課
					●				

施策2 若者の居場所の充実

- すべての若者が気軽に相談できる体制のさらなる充実を図り、若者が親しみやすいインターネット等を活用した相談方法の充実を図り、適切な支援につなげます。
- 図書館やふれあい館等の施設を活用し、若者が自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

重点事業

事業名	若者相談「わっか」の充実									
内 容	課題を抱える若者が気軽に相談できるよう、電話やメールのほか、ＳＮＳ等のインターネットを活用する等、相談体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。また、子ども、若者が安心して過ごすことができる居場所を開設するため、当事者の意見を聴きながら、検討を進めます。									
成果指標	令和６年度 現状値		令和７年度 目標値		令和８年度 目標値		令和９年度 目標値		令和１０年度 目標値	令和１１年度 目標値
居場所づくり	検討		実施		実施		実施		実施	実施
対応する 計 画	子・子	次世代	母 子	貧 困	子・若	社・養	自 立	担当	児童青少年課	
					●					

主な事業

事業名	子どもの居場所づくり・子ども食堂事業（若者向け）								
内 容	食事の提供や学習支援等を行う団体を支援することを通して、かつて支援を受けていた子どもが支援する側に回ることによる若者の居場所づくりも含め、若者が地域の中で自分らしく安心して過ごすことができる居場所を増やしていきます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課
				●	●				

事業名	日本語を母語としない区民向け日本語教室								
内 容	日本語を母語としない区民を対象に日常生活において必要な日本語と基本的な生活習慣を習得できるよう、外国人への支援を行うとともに、日本語や日本文化を通じた交流の機会を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	文化交流推進課
				●	●				

事業名	読書活動の推進【再掲】								
内 容	館ごとに地域の特色を踏まえ、特集コーナー等の設置やイベント等による読書を楽しむ機会の創出や読書環境の整備による交流の場を提供し、読書活動を推進していきます。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	ゆいの森課 地域図書館課
		●			●				

事業名	ふれあい館事業（中高生対象）【再掲】								
内 容	中高生の活動場所として自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を展開するとともに、ふれあい館イベントの実行委員会などに参加し、企画の検討や当日の運営に関わるほか、地域行事などにボランティアとして参加する機会を整えるなど、中高生の社会への参加・参画の機会の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	区民施設課
		●			●				

事業名	スポーツ施設の管理・整備事業【再掲】								
内 容	スポーツに親しみ、楽しく運動できる機会を提供するため、各スポーツ施設の管理・運営を行っていきます。また、あらかわ遊園スポーツハウスの大規模改修や三河島駅前北地区市街地再開発事業における多目的アリーナの整備にあたっては、子どもから大人まで区民に利用しやすい施設となるよう、施設の運営方法や実施事業等について検討を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	スポーツ振興課
		●			●				

事業名	あらかわ遊園でのイベント等の実施								
内 容	さまざまな広告媒体を活用したPR活動や、来園する度に新たな体験をしてもらえるイベント等の充実を図り、子どもから大人まで楽しめる場を提供します。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	荒川遊園課
		●			●				

政策2 若者の課題解決に向けた支援

【体系】

政策2 若者の課題解決に向けた支援

施策1 課題や困難を抱える若者への支援

施策2 特別な配慮を必要とする若者への支援

○課題や困難を抱える若者に対し、地域全体で包括的に支援する体制を強化するとともに、社会参加できるよう、就労面および生活面を一体的に支援します。

○「生きづらさ」や悩み、不安等を抱えたり、特別な配慮を必要とする若者に対する予防的な支援や相談体制を充実させるとともに、周囲が早期に気づき、支援につなぐ体制を構築します。

施策1 課題や困難を抱える若者への支援

○若者が抱える課題や困難が多様化、複雑化しているため、関係機関同士の連携をより密に行うなど、地域全体で包括的に支援する体制を強化していきます。

○一歩踏み出そうとする若者が、安心して生活できる基盤を作るため、就労面および生活面を一体的に支援します。

重点事業

事業名	ヤングケアラーの周知・支援（若者対象）									
内 容	11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、チラシやパネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を推進します。また、若者相談「わか」において、ヤングケアラーも含めた若者のさまざまな相談への支援とともに、関係機関同士が連携して実態を把握し、適切な支援につなげます。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	令和11年度 目標値
ヤングケアラー相談者数	0		11		12		13		15	16
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	子育て支援課 児童青少年課	
		●	●	●	●					

事業名	あらかわひきこもり支援ステーション【再掲】									
内 容	ひきこもりに関する相談窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置しています。ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談機能と必要な支援へつなげるコーディネーター機能を担い、庁内関係部署や関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。									
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値	
相談件数 (延べ)	194		214		236		260		286	
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活福祉課	
			●	●	●					

主な事業

事業名	居場所づくり事業「ごろリンク」									
内 容	当事者の社会参画のきっかけとして、さまざまな人との交流やイベントへの参加だけでなく、一人で自分の時間を自分のペースで過ごすことができ、ごろんとゆったり過ごせる居場所を提供しています。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活福祉課	
			●	●	●					

事業名	次世代育成支援事業（若年者社会参加支援）									
内 容	若年無業者やひきこもり等により長期間働いていない等、就労や社会参加に不安を抱える被保護世帯の若者に対して、就労支援や社会参加支援等の自立支援プログラムに係る本人負担経費を助成することで、本人および世帯の自立の促進を図ります。									
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	生活福祉課	
		●		●	●					

事業名	若者就労サポート事業								
内 容	「わかもの就労サポートデスク」を設置し、就職活動に関する相談や就職活動に役立つセミナー、就職に必要な知識や技術を学ぶ職業訓練合宿等を実施しています。就労を希望する若者の支援を行うとともに、若者が集まる区施設等を利用したアウトリーチ型の出張相談を実施し、就労支援の拡充を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	就労支援課
					●				

事業名	精神保健事業								
内 容	こころの健康の保持・増進や、精神障がいへの理解促進を図るための普及啓発を行うとともに、精神疾患やひきこもり、発達障がい等の生きづらさを抱える区民へ専門医による相談を実施し、必要な医療につなぐ支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
		●	●		●				

事業名	薬物・酒害対策事業								
内 容	アルコールや薬物等の依存症に関する講演会や小・中学校を対象に薬物乱用防止対策教育を実施し、依存症予防の普及啓発を行うとともに、依存症専門医やピアサポーターによる相談を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
			●		●				

事業名	L G B T Q理解促進・相談事業【再掲】								
内 容	L G B T Qへの理解促進講座等の実施や専門相談、L G B T Qレインボーサロンの実施により、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動や支援等に取り組んでいきます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	総務企画課
					●				

事業名	自殺予防のための普及啓発活動、自殺予防のための人材育成								
内 容	自殺対策特別展示やこころと命のカード配布、自殺対策講演会等を実施し、自殺予防のための普及啓発を行うとともに、区職員や関係機関職員を対象にゲートキーパー研修を実施し、身近な人のＳＯＳサインに気づき、必要な機関につなげることができる人材育成を図ります。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
		●	●	●	●				

施策2 特別な配慮を必要とする若者への支援

- 「生きづらさ」や悩み、不安等を抱えたり、特別な配慮を必要とする若者に対する予防的な支援や相談体制を充実させるとともに、関係機関同士が連携し、適切な支援につなげます。

重点事業

事業名	若者相談「わっか」の充実【再掲】										
内 容	課題を抱える若者が気軽に相談できるよう、電話やメールのほか、SNS等のインターネットを活用する等、相談体制の充実を図り、適切な支援につなげていきます。また、子ども、若者が安心して過ごすことができる居場所づくりについて、当事者の意見を聴きながら、検討を進めます。										
成果指標	令和6年度 現状値		令和7年度 目標値		令和8年度 目標値		令和9年度 目標値		令和10年度 目標値		令和11年度 目標値
利用者数	100		110		121		133		146		161
相談件数 (延べ)	150		165		182		200		219		242
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	児童青少年課		
					●						

主な事業

事業名	障がい者相談支援事業								
内 容	障がい者やその家族からの相談に応じ、福祉サービスに関する情報提供や助言を行います。また、精神障害者相談支援体制を確立し、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行います。								
対応する 計 画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
					●				

事業名	児童発達支援センターの運営【再掲】								
内 容	さまざまな課題を抱え、支援を必要としている障がい児に対して、地域における児童発達支援の中核的な役割を担うための施設として整備を進めます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
	●	●	●		●				

事業名	地域活動支援センター事業								
内 容	地域で自立した生活を過ごすことができ、社会参加ができるよう、高次脳機能障がい等の中途障がい者を対象とした生活訓練や、言語・視覚に障がいのある方を対象とした機能訓練を実施し、障がいの特性に配慮しながら訓練の充実を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
					●				

事業名	障がい者就労支援センター運営事業								
内 容	身近な地域において就労を希望する方に対して、早い段階から就労や生活の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促すとともに、就労後も切れ目ない支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	障害者福祉課
					●				

事業名	女性の健康応援事業								
内 容	思春期、青年期を含め、子育て世代や働き盛り、中高年期までライフステージに合わせ、女性の健康相談や健康情報の提供、講演会等により、自らの健康について考える機会をつくり、早世予防を図ります。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●		●				

事業名	保健師地区活動【再掲】								
内 容	保健師による電話や面接相談、家庭訪問等により、心身の健康に課題を抱える区民を早期に発見し、必要な医療や福祉施策へつなげます。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
	●	●	●	●	●				

事業名	精神保健事業【再掲】								
内 容	こころの健康の保持・増進や、精神障がいへの理解促進を図るための普及啓発を行うとともに、精神疾患やひきこもり、発達障がい等の生きづらさを抱える区民へ専門医による相談を実施し、必要な医療につなぐ支援を行います。								
対応する計画	子・子	次世代	母子	貧困	子・若	社・養	自立	担当	健康推進課
		●	●		●				

第4節 荒川区子ども・若者総合計画における量の見込み等

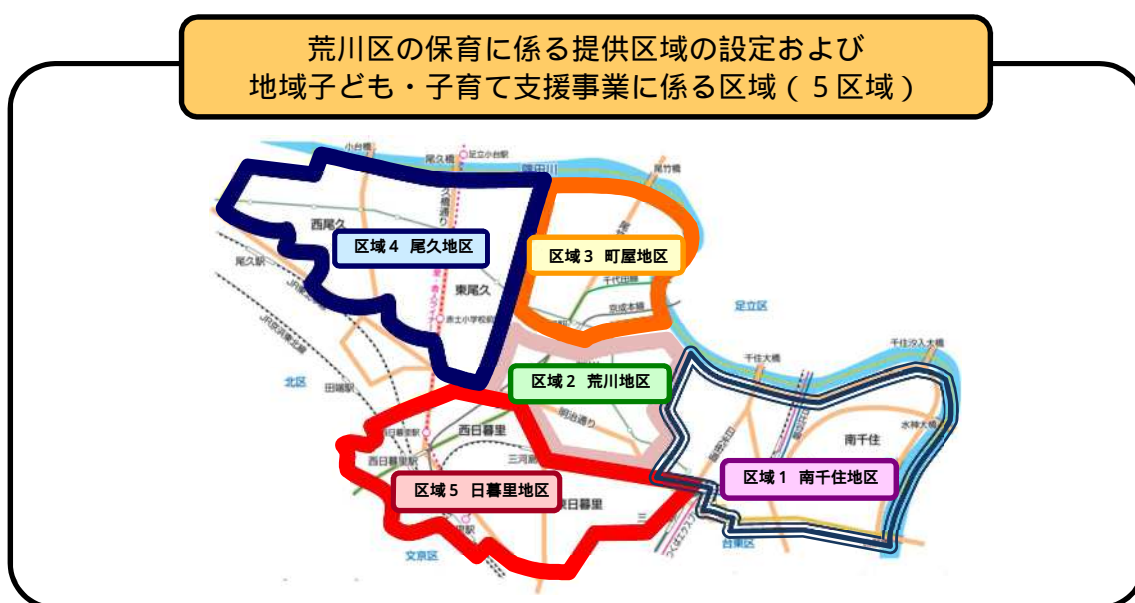
1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みおよび確保方策

(1) 量の見込みおよび確保方策における提供区域と教育・保育施設の認定区分

幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）等の提供区域

子ども・子育て支援法では地理的条件や人口等を総合的に勘案した「教育・保育提供地域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」および「確保方策」を計画するものとされています。本計画では、人口や保育施設の状況を踏まえ、提供区域を以下のとおり設定します。

保育および地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン事業）については、身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域に設定します。



上記以外の幼児期の学校教育および地域子ども・子育て支援事業については、広域利用等の提供体制を確保していくため、区全体をひとつの提供区域として設定します。



教育・保育施設の認定区分

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育等の教育・保育施設を利用する場合、保護者の就労状況等により、以下の３つの認定区分に応じて利用できる施設が決まります。また、この認定区分に基づき、教育・保育施設に対して施設型給付等が支給されます。

ア １号（教育標準時間認定）満３歳から５歳で、教育を希望する場合

利用先：幼稚園・認定こども園

イ ２号（保育認定）満３歳から５歳で、共働き等により保育所等での保育を希望する場合

利用先・保育所：認定こども園

ウ ３号（保育認定）０～２歳で、共働き等により保育所等での保育を希望する場合

利用先：保育所・認定こども園・地域型保育

(2) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと提供体制の確保の内容およびその実施時期

幼児期の学校教育

区立幼稚園等は園児数が減少する中、令和4年度に策定した「荒川区立幼稚園の方向性」に基づき、再配置を進めるとともに、預かり教育実施園の拡大や、特別な支援を必要とする園児への対応を進めていきます。

また、私立幼稚園等に対しても、さまざまな家庭のニーズに対応できるよう、引き続き教育環境の整備や事業の実施のための支援を推進し、幼稚園全体で区の幼児教育の一層の質の向上と充実を図ります。

【提供区域：区全域】

【幼稚園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期（年度）		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
(量の見込み) 必要利用定員総数	1号認定	706	687	668	646	617
	2号認定	243	236	230	230	230
	合計	949	923	898	876	847
	うち他の市区町村の児童	76	74	72	72	72
確保量	1号認定	641	598	520	520	520
	2号認定					
	施設型給付を受けない私立幼稚園	795	795	795	795	795
	うち他の市区町村の児童	655	632	619	609	596
	合計	2,091	2,025	1,934	1,924	1,911
- (充足数)		1,142	1,102	1,036	1,048	1,064

私立幼稚園では、施設型給付を受けず、旧制度(私学助成等)のまま継続するかは各園が判断しています。

保育（必要利用定員）

これまでの保育施設整備と児童人口の減少により、保育需要は満たせると想定しますが、引き続き、地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、区内全体で保育需要に対応できるよう、各園と協議しつつ適切な定員設定を行うとともに、定員に空きのある保育施設と子どもの福祉に資する事業実施についても検討していきます。

また、より質の高い保育サービスの提供のため、保育施設の協力・連携を強化していく必要があります。拠点園を中心としたエリア単位での連携を促進し、保育の質の向上、地域の子育て拠点としての役割等の取組を強化していきます。

【提供区域：区全域】

【保育園等の必要利用定員】

（単位：人）

実施時期 （年度）		1年目 （令和7年度）	2年目 （令和8年度）	3年目 （令和9年度）	4年目 （令和10年度）	5年目 （令和11年度）
必要 利用 定員 総数 （量の 見込み）	2号認定 （3・4・5歳）	3,224	3,231	3,212	3,172	3,066
	3号認定 （0歳児）	350	352	354	355	359
	3号認定 （1・2歳児）	2,158	2,058	2,016	2,018	2,022
	合計	5,732	5,641	5,582	5,545	5,447
確保 量	2号認定 （3・4・5歳）	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	3号認定 （0歳児）	454	466	466	465	464
	3号認定 （1・2歳児）	2,147	2,119	2,119	2,118	2,116
	合計	6,101	6,085	6,085	6,083	6,080
（充足数）	2号認定 （3・4・5歳）	276	269	288	328	434
	3号認定 （0歳児）	104	114	112	110	105
	3号認定 （1・2歳児）	11	61	103	100	94
	合計	369	444	503	538	633

【提供区域：南千住地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
必要利用定員総数 (量の見込み)	2号認定 (3・4・5歳)	698	701	688	675	640
	3号認定 (0歳児)	72	72	73	73	74
	3号認定 (1・2歳児)	472	438	429	429	430
	合計	1,242	1,211	1,190	1,177	1,144
確保量	2号認定 (3・4・5歳)	850	850	850	850	850
	3号認定 (0歳児)	103	108	108	108	108
	3号認定 (1・2歳児)	496	489	489	489	489
	合計	1,449	1,447	1,447	1,447	1,447
(充足数)	2号認定 (3・4・5歳)	152	149	162	175	210
	3号認定 (0歳児)	31	36	35	35	34
	3号認定 (1・2歳児)	24	51	60	60	59
	合計	207	236	257	270	303

【提供区域：荒川地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
必要利用定員総数 (量の見込み)	2号認定 (3・4・5歳)	451	468	497	509	516
	3号認定 (0歳児)	60	61	61	61	62
	3号認定 (1・2歳児)	334	343	336	336	337
	合計	845	872	894	906	915
確保量	2号認定 (3・4・5歳)	548	548	548	548	548
	3号認定 (0歳児)	64	65	65	65	65
	3号認定 (1・2歳児)	306	306	306	306	306
	合計	918	919	919	919	919
(充足数)	2号認定 (3・4・5歳)	97	80	51	39	32
	3号認定 (0歳児)	4	4	4	4	3
	3号認定 (1・2歳児)	28	37	30	30	31
	合計	73	47	25	13	4

【提供区域：町屋地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
(量の 見込み) 必要 利用 定員 総数	2号認定 (3・4・5歳)	424	412	420	419	424
	3号認定 (0歳児)	42	42	42	43	43
	3号認定 (1・2歳児)	260	266	260	260	260
	合計	726	720	722	722	727
確保 量	2号認定 (3・4・5歳)	505	505	505	505	505
	3号認定 (0歳児)	58	60	60	60	60
	3号認定 (1・2歳児)	301	297	297	297	297
	合計	864	862	862	862	862
(充足 数)	2号認定 (3・4・5歳)	81	93	85	86	81
	3号認定 (0歳児)	16	18	18	17	17
	3号認定 (1・2歳児)	41	31	37	37	37
	合計	138	142	140	140	135

【提供区域：尾久地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
(量の 見込み) 必要 利用 定員 総数	2号認定 (3・4・5歳)	870	856	800	756	702
	3号認定 (0歳児)	75	76	76	76	77
	3号認定 (1・2歳児)	500	448	439	439	440
	合計	1,445	1,380	1,315	1,271	1,219
確保 量	2号認定 (3・4・5歳)	761	761	761	761	761
	3号認定 (0歳児)	95	94	94	94	94
	3号認定 (1・2歳児)	453	437	437	437	437
	合計	1,309	1,292	1,292	1,292	1,292
(充足 数)	2号認定 (3・4・5歳)	109	95	39	5	59
	3号認定 (0歳児)	20	18	18	18	17
	3号認定 (1・2歳児)	47	11	2	2	3
	合計	136	88	23	21	73

【提供区域：日暮里地域】

【保育園等の必要利用定員】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
(量の 見込み) 必要 利用 定員 総数	2号認定 (3・4・5歳)	781	794	807	813	784
	3号認定 (0歳児)	101	101	102	102	103
	3号認定 (1・2歳児)	592	563	552	554	555
	合計	1,474	1,458	1,461	1,469	1,442
確保 量	2号認定 (3・4・5歳)	836	836	836	836	836
	3号認定 (0歳児)	134	139	139	138	137
	3号認定 (1・2歳児)	591	590	590	589	587
	合計	1,561	1,565	1,565	1,563	1,560
(充足 数)	2号認定 (3・4・5歳)	55	42	29	23	52
	3号認定 (0歳児)	33	38	37	36	34
	3号認定 (1・2歳児)	1	27	38	35	32
	合計	87	107	104	94	118

利用者支援事業

子育て家庭に子育て支援の情報提供等を行う子育て支援課と、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うこども家庭センターを中心に、関係部署同士で連携を図り、出産や子育てに関する相談体制の整備を進めます。また、保育課では窓口での相談対応に加え出張相談会を開催し、きめ細やかな相談体制を取るなど、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、切れ目のない支援を行っていきます。

【提供区域：区全域】

【実施部署数】

(単位：力所)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
実施力所数	3	3	3	3	3

【妊婦等に対する面談回数】

(単位：回)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	8,073	8,079	8,084	8,102	8,125
確保量	8,073	8,079	8,084	8,102	8,125

地域子育て支援拠点事業

多様な育児支援のニーズに応えるため、各地域子育て交流サロンの質の向上を図るとともに、サロン間や保健所および子ども家庭総合センター等の関連機関との連携を強化し、在宅育児支援の充実を図っていきます。

【提供区域：区全域】

【地域子育て交流サロン・ゆいの森あらかわ遊びラウンジ利用者数】

【区全域】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	65,658	70,254	74,469	78,193	81,321
確保量	65,658	70,254	74,469	78,193	81,321
施設数(力所)	24	24	24	24	24

【提供区域：南千住地域】

【地域子育て交流サロン】

【地域別】（単位：人）

実施時期 （年度）	1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
量の見込み	11,310	12,102	12,828	13,470	14,009
確保量	11,310	12,102	12,828	13,470	14,009
施設数（力所）	6	6	6	6	6

【提供区域：荒川地域】

【地域子育て交流サロン・ゆいの森あらかわ遊びラウンジ利用者数】

【地域別】（単位：人）

実施時期 （年度）	1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
量の見込み	33,616	35,969	38,127	40,033	41,635
確保量	33,616	35,969	38,127	40,033	41,635
施設数（力所）	3	3	3	3	3

【提供区域：町屋地域】

【地域子育て交流サロン】

【地域別】（単位：人）

実施時期 （年度）	1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
量の見込み	6,679	7,146	7,575	7,954	8,272
確保量	6,679	7,146	7,575	7,954	8,272
施設数（力所）	5	5	5	5	5

【提供区域：尾久地域】

【地域子育て交流サロン】

【地域別】（単位：人）

実施時期 （年度）	1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
量の見込み	7,760	8,303	8,801	9,241	9,611
確保量	7,760	8,303	8,801	9,241	9,611
施設数（力所）	7	7	7	7	7

【提供区域：日暮里地域】

【地域子育て交流サロン】

【地域別】（単位：人）

実施時期 （年度）	1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
量の見込み	6,293	6,734	7,138	7,495	7,794
確保量	6,293	6,734	7,138	7,495	7,794
施設数（力所）	3	3	3	3	3

妊婦健康診査

ゆりかご面接で把握した妊婦と家族の状況等を踏まえ、早期対応が必要な妊婦について、医療機関等と連携して、きめ細かく支援していくとともに、母子保健システムの利活用により、妊婦健診の受診結果等に基づく健康支援を充実させます。

【受診者数および受診回数】

(単位：受診者数…人、受診回数…回)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	受診者数	2,018	2,020	2,021	2,025	2,031
	受診回数	19,024	19,038	19,051	19,092	19,146
確保量	受診者数	2,018	2,020	2,021	2,025	2,031
	受診回数	19,024	19,038	19,051	19,092	19,146

乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）

育児に関する悩みや産後うつなどの症状を早期に把握し、必要な支援につなげていきます。出生通知票の提出のない方に対しては、はがきや電話での勧奨により状況の把握と支援を図ります。外国人に対しては、通訳機等を活用し、不安なく育児が行えるよう支援していきます。

【生後4か月までの乳児家庭への訪問数】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	1,691	1,692	1,693	1,697	1,702
確保量	1,691	1,692	1,693	1,697	1,702

養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭へ専門の職員が訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行うとともに、必要なサービスや事業を速やかに利用できるよう、関係機関同士で連携しながら支援していきます。

【養育支援が特に必要な家庭への延べ訪問回数】

(単位：回)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の 見込み	健康推進課 実施分	1,139	1,140	1,141	1,143	1,146
	子ども家庭総合 センター実施分	217	218	219	220	221
	合計	1,356	1,358	1,360	1,363	1,367
確保量	健康推進課 実施分	1,139	1,140	1,141	1,143	1,146
	子ども家庭総合 センター実施分	217	218	219	220	221
	合計	1,356	1,358	1,360	1,363	1,367

子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭における養育が一時的に困難となったときの預け先として、ショートステイ事業の需要は増加傾向にあり、必要量の確保に努め、子どもと家族の支援を行います。

【利用日数】

(単位：日)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	1,478	1,487	1,496	1,505	1,514
確保量	2,636	2,636	2,636	2,636	2,636

ファミリー・サポート・センター事業

地域における育児の相互援助活動を推進し、多様化する子育てニーズに対応するため、運営体制のさらなる充実が必要であり、協力会員の確実な確保および活動の支援を行います。

【利用会員登録数】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の 見込み	低学年	1,018	982	947	911	897
	高学年	900	927	908	884	839
	合計	1,918	1,909	1,855	1,795	1,736
確保量		1,918	1,909	1,855	1,795	1,736

一時預かり事業

区立幼稚園において預かり教育の実施園を拡大し、幼稚園を利用する家庭における就労や育児を一層支援していきます。また、私立幼稚園等では、園が実施する預かり保育の運営費に対して、引き続き補助を実施し、2号認定を受けた保護者の需要に対応できるように適切な環境を整備していきます。

保育園の一時保育については、確保量に余裕があるため、引き続き、より利用しやすい方法等の検討を進めるとともに、利用が集中する時期があることから、利用状況も踏まえ、適切な定員設定についても検討していきます。

ファミリー・サポート・センターや地域子育て交流サロンでの一時預かり事業は、利用者数が増加傾向にあります。引き続き、利用者の利便性向上に努め、家庭における育児を支援していきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の 見込み	私立幼稚園等 (預かり保育)	46,509	45,524	44,867	44,441	43,907
	認可保育園 (一時保育)	5,938	5,727	5,613	5,522	5,408
	ファミリー・ サポート・センター	5,690	5,488	5,379	5,291	5,182
	地域子育て交流 サロン(一時預かり)	1,980	1,909	1,871	1,841	1,803
	合計	60,117	58,648	57,730	57,095	56,300
確保 量	私立幼稚園等 (預かり保育)	91,413	91,413	91,290	91,290	91,290
	認可保育園 (一時保育)	17,580	17,580	17,580	17,580	17,580
	ファミリー・ サポート・センター	5,690	5,488	5,379	5,291	5,182
	地域子育て交流 サロン(一時預かり)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	合計	116,683	116,481	116,249	116,161	116,052
- (充足数)		56,566	57,833	58,519	59,066	59,752

延長保育事業

必要な量は確保できており、保護者の子育てや就労等の支援に寄与していることから、引き続き一定量を確保し、支援の充実に努めていきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
量 の 見 込 み	認可保育園	728	702	688	677	663
	認証保育所	20	19	19	19	19
	家庭福祉員等	1	1	1	1	1
	合計	749	722	708	697	683
確 保 量	認可保育園	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305
	認証保育所	28	28	28	28	28
	家庭福祉員等	13	13	13	12	11
	合計	1,346	1,346	1,346	1,345	1,344
(充 足 数)	認可保育園	577	603	617	628	642
	認証保育所	8	9	9	9	9
	家庭福祉員等	12	12	12	11	10
	合計	597	624	638	648	661

病児・病後児保育事業

必要な量は確保できていますが、区内の地域バランスを考慮しつつ、事業者の意向や施設の対応状況等も踏まえながら、区民のニーズに対応できる体制の整備に取り組んでいきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	877	846	829	816	799
確保量	3,516	3,516	3,516	3,516	3,516
- (充足数)	2,639	2,670	2,687	2,700	2,717

放課後児童事業

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

平成27年度以降、学齢児童数の増加等による利用者数の増加が続いていたことに伴い、学童クラブを新設するなど供給体制の確保に取り組み、当面は学童クラブの需要を満たすと想定しますが、今後も学童クラブの需要が増加傾向にある地域においては、引き続き供給体制の確保に努めていくとともに、需要が減少傾向にある地域については、確保量の見直しを行っていきます。

【提供区域：全域】

【各小学校の学童クラブ利用者数の合計】

(単位：人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	2,037	2,083	1,994	1,927	1,885
確保量	2,095	2,190	2,190	2,190	2,270
- (充足数)	58	107	196	263	385

放課後子ども教室事業（にこにこすくーる）

平成２８年度から区立小学校２４校全校でにこにこすくーるを実施しています。引き続き、学校と連携して、子どもたちの安全・安心な居場所を提供していきます。

【実施校数の合計】

（単位：校）

実施時期 （年度）	１年目 （令和７年度）	２年目 （令和８年度）	３年目 （令和９年度）	４年目 （令和１０年度）	５年目 （令和１１年度）
南千住地域	６	６	６	６	６
荒川地域	５	５	５	５	５
町屋地域	４	４	４	４	４
尾久地域	４	４	４	４	４
日暮里地域	５	５	５	５	５
実施校数（合計）	２４	２４	２４	２４	２４

総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）

放課後子ども総合プランは、平成２８年度から本格実施し、学童クラブの新設等に伴い実施校数を増やしています。今後も、総合的な放課後児童事業の充実に努めていきます。

【実施校数の合計】

（単位：校）

実施時期 （年度）	１年目 （令和７年度）	２年目 （令和８年度）	３年目 （令和９年度）	４年目 （令和１０年度）	５年目 （令和１１年度）
総合プラン 実施校数	２１	２１	２１	２１	２１
（一体型）	１６	１７	１７	１７	１７
（連携型）	８	８	８	８	９

需要量によっては一体型と連携型を合わせて実施する小学校もあるため、一体型と連携型の合計が総合プラン実施校数よりも多くなっています。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

荒川区内外の幼稚園等に在園する、すべての園児を対象とします。

園児の保護者が園に対して支払う給食費の実費について、低所得世帯や多子世帯を含む全世帯に補助しています。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼児教育・保育無償化の対象とならない満3歳児以上の幼児の保護者を対象としています。

保護者が施設に対して支払う保育料を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

産後ケア事業

産後ケアを必要とする母子を支援する事業として必要性が高いため、今後も国の動向に注視しつつ、利用者の声を聴きながら、事業を充実していきます。

【利用人数】

(単位：人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
量の見込み	宿泊型	249	250	251	251	253
	日帰り型	106	106	107	107	108
	訪問型	965	967	970	973	978
	合計	1,320	1,323	1,328	1,331	1,339
確保量	宿泊型	249	250	251	251	253
	日帰り型	106	106	107	107	108
	訪問型	965	967	970	973	978
	合計	1,320	1,323	1,328	1,331	1,339

乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

制度開始後の需要予測が困難ですが、国の制度の趣旨を各保育施設と共有し、適切な受け入れ体制を構築していきます。

【必要利用定員】

（単位：人）

実施時期 （年度）		1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
必要利用定員総数 （量の見込み）	0 歳児	59	59	59	59	59
	1 歳児	26	23	23	23	23
	2 歳児	18	15	15	15	15
	合計	103	97	97	97	97
確保量	0 歳児	77	59	59	59	59
	1 歳児	26	23	23	23	23
	2 歳児	0	15	15	15	15
	合計	103	97	97	97	97
（充足数）	0 歳児	18	0	0	0	0
	1 歳児	0	0	0	0	0
	2 歳児	18	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に不安を抱える家庭へ迅速に支援を行い、家庭における適切な養育環境の確保を図ります。

【延べ訪問回数】

（単位：回）

実施時期 （年度）	1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
量の見込み	427	430	433	436	439
確保量	427	430	433	436	439

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える子どもに対して、生活習慣の形成や学習サポート、相談支援や食事の提供等の子どもの居場所となる場の開設のほか、必要に応じて関係機関同士の連携を図り、個々に応じた支援へつなぐ体制づくりについて検討を進めます。

親子関係形成支援事業

これまで区で取り組んできた講座（NPプログラム）を引き続き実施し、乳幼児の保護者に子育ての悩みや関心事を互いに話し合う機会を提供し、親の支援を実施していきます。

【利用人数】

（単位：人）

実施時期 （年度）	1年目 （令和7年度）	2年目 （令和8年度）	3年目 （令和9年度）	4年目 （令和10年度）	5年目 （令和11年度）
量の見込み	26	26	25	24	25
確保量	30	30	30	30	30
-（充足数）	4	4	5	6	5

2 社会的養育推進計画における量の見込み

社会的養育推進計画では、その策定要領において、計画の各項目について、地域の現状（資源の必要量の見込み等）を明らかにしたうえで、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載することが求められています。

計画期間における代替養育が必要となる児童数は下表のとおりです。子どもの最善の利益を図るため、養育者や生活環境の継続的・永続的な子どもの育ちの場の保障であるパーマネンシー保障の理念に基づき最大限子どもが家庭の中で育つことができるよう、虐待等に至る前の予防的支援として家庭支援事業をはじめとした各種サービスや地域との連携により、子どもと家庭を支えていきます。

社会的養護が必要な子どもに対しては、子どもの最善の利益を念頭に、里親家庭、ファミリーホームにおける家庭的な環境での養育を推進するとともに、施設における養育においても個別的なケアを実現するための専門職員の加配やユニットの小規模化等に向けた支援と働きかけを行っていきます。

実施時期 （年度）	1 年目 （令和 7 年度）	2 年目 （令和 8 年度）	3 年目 （令和 9 年度）	4 年目 （令和 10 年度）	5 年目 （令和 11 年度）
代替養育を必要とする 児童数（人）	46	45	45	45	45
里親等委託が必要な 児童数（人）	6	7	8	9	10
施設で養育が必要な 児童数（人）	40	38	37	36	35
子育て短期支援事業 （ショートステイ） 利用日数（日）【再掲】	1,478	1,487	1,496	1,505	1,514
子育て世帯訪問支援事業 延べ訪問回数（回）【再掲】	427	430	433	436	439
養育支援訪問事業 （子ども家庭総合センター実施分） 延べ訪問回数（回）【再掲】	217	218	219	220	221